

R 1 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 陸上競技場受変電設備他改修工事建築

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
B-001	屋外設備機器架台表紙・図面リスト	S-001	屋外設備機器架台鉄骨構造基準図7-1
B-002	屋外設備機器架台特記仕様書 1	S-002	屋外設備機器架台鉄骨構造基準図7-2
B-003	屋外設備機器架台特記仕様書 2	S-003	屋外設備機器架台鉄骨構造基準図7-3
B-004	屋外設備機器架台特記仕様書 3	S-004	屋外設備機器架台鉄骨構造基準図7-6
B-005	屋外設備機器架台特記仕様書 4	S-005	屋外設備機器架台各伏図、軸組図
B-006	屋外設備機器架台全体配置図、付近見取図	S-006	屋外設備機器架台配筋図、擁壁図
B-007	屋外設備機器架台配置図、仮設計画参考図	S-007	屋外設備機器架台鉄骨構造図
B-008	屋外設備機器架台平面詳細図、立面図	S-008	屋外設備機器架台鉄骨ブレース図
B-009	屋外設備機器架台断面詳細図		
B-010	屋外設備機器架台部分詳細図		
B-011	屋外設備機器架台配置図、縦横断面図		
B-012	屋外設備機器架台外構図		

工事概要					
1. 工事名称	R 1 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 陸上競技場受変電設備他改修工事建築	4. 工事区分	建築工事一式		
2. 工事場所	徳島県鳴門市撫養町立岩	5. 工 期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。		
3. 工事種目	工事内容				
	屋外設備機器架台新築工事				
	建物構造・規模	鉄骨造平屋建	建築面積	73.50m2	
			延床面積	73.50m2	

建築工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 適用基準等
- ◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。
 - ①公共建築工事標準仕様書(平成28年版)以下「標仕」という。)
 - ②敷地調査共通仕様書(平成27年版)
 - ③建築工事標準詳細図(平成28年版)
 - ④公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)平成28年版
 - ⑤公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版
 - ⑥木造建築工事標準仕様書(平成28年版)
 - ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。
 - ◎設計図書 の優先順位は、次の順とする。
 - 質問回答書(2)から(5)に対するもの)
 - 補足説明書
 - 特記仕様書
 - 図面
 - 公共建築工事標準仕様書(平成28年版)等
 - ◎施工条件は次にによる。
 - ・工程については、施設管理者と協議のうえ決定すること。
 - ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は周辺施設、民家に配慮のうえ行うこと。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行なう場合がある。
 - ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書作成時に施設管理者と協議のうえ決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
 - ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型式番号、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
 - ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号・最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の全景及び型式番号が分かる写真を監督員に提出するものとする。
 - ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。
 - ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 15 日間配置すること。
 - ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。・**義務付けられていない**。)
 - ・警備員は、延 15 人(昼15人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。
 - ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は、合格証明書を携帯し、かつ、監督員等 の請求があるときは、これを提示すること。
 - ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
 - ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績調査書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、一月毎に監督員へ1 部提出しなければならない。
 - ◎受注者は、本工事の一部を下請に下請けする場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外を下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければならない。

2. 工事関係図書
- ◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
 - ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により、速やかに監督員に提出すること。

3. 安全衛生管理
- ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
 - ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため、名札を着用すること。
 - ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。
 - ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省建経発 第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。
 - ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について(仮囲い等仮設材設置を含む)工事着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
 - ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ) 規格、構造等を確認しなければならない。
 - ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
 - ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びビシート掛けの作業を含む。) 又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
 - ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
 - ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
 - ◎受注者は移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。
 - ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
 - ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
 - 特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
 - ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

4. 工事現場管理
- ◎工事現場には、営繕課指定の工事標識を監督員に指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「5. 材料・製品等◎県産木材の使用」を準用する。
 - ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。
 - ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
 - ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。
 - (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ)に報告し指示を仰ぐこと。
 - (3) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
 - ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」とい)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、。監督員に提出しなければならない。受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
 - ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等(有・**無**)
 - ◎建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

5. 施工調査
- ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。切り直し時期については、計画書を作成後、施設管理者と協議のうえ決定する。

6. 材料・製品等
- ◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。
 - (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。
 - (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
 - ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。
 - ◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。
 - ◎県産木材の使用
 - (1) 受注者は、工事的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - ①徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - ②①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - (3) 受注者は、請負金額が5 0 0万円以上の工事について、徳島県産木材以外の木材を使用する場合には、徳島県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認書類を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
 - (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
 - ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成1 8年2月1 5日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。
 - ただし、平成1 8年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成1 8年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が「証明書に平成1 8年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
 - ◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

- ◎県内産資材の使用
 - (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WT O対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
 - (2) 受注者は、請負金額が5 0 0万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が5 0 0万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)

 - ①材料の主な部分で県内産出の原材料を使用している製品
 - ②徳島県内の工場で加工、製造された製品

注 1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。

注 2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工製造した製品も県内産資材として取り扱う。

注 3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。
- ◎県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
- ◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。

発注者	設計者	工事名	図面名	備考	縮尺	図面NO
徳島県県土整備部営繕課	藤原設備設計 藤原健全 <small>建築設備士登録 第29E2-7005N1号 藤原 健全 〒770-8077 徳島市八万町東山282番地の29 TEL/FAX(088) 635-9557</small>	R 1 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 陸上競技場受変電設備他改修工事建築	屋外設備機器架台特記仕様書 1			B-002

3章 土工事

1. 根切り

◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。

◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し支障がないようにすること。

◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

2. 排水

◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。

3. 埋め戻し及び盛土

◎使用土は（A種、**B種**、C種、D種）とし、機器により締め固める。

◎建設発生土を搬入する場合には、土壤検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壤基準に適合しないものについては、搬入することができない。ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。

- 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合
- 購入土（切込碎石、砂、真砂土等）である場合

◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。

◎建設発生土を搬入する場合には、土壤検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壤基準に適合しないものについては、搬入することができない。ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。

- 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合
- 購入土（切込碎石、砂、真砂土等）である場合

4. 地均し

◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。

◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えるる程度に締め固める。

5. 建設発生土の処理

◎場外搬出適正処分とする。

民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壤検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壤検査及び水質検査の実施における留意点」による。

ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。

◎土壤検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

◎処分場として下記のとおり指定する。

処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処理費 (円)（税抜き）	単位

6. 山留め

◎法面施工の場合（**素掘り**）・多段式）

4章 地業工事

1. 一般事項

◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき、適正に処理すること。

2. 砂利・砂及び捨コンクリート地業等

◎材料は、市場品とする。

◎砂利及び砂地業

- 厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締めめを行う。
- 砂利は、（切込砂利・**切込碎石**・**再生ｸﾞﾗﾝｳﾞﾗﾝ**）とする。

種別	使用部位	厚さ	粒度範囲
切込碎石	地中梁下、土間スラブ下	図面参照	C30
再生ｸﾞﾗﾝｳﾞﾗﾝ	独立擁壁、タラップ用土間下	図面参照	RC30

・締めめは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締めめによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。

◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。

◎捨コンクリートは、無筋コンクリート（スランプ15cm、設計基準強度18N/mm2）とし、厚さは、50mmとする。

5章 鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼	SD295A	10、13、16
JIS G 3112	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼	SD345	19以上

2. 材料試験

◎材料試験は行わない。

ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること

3. 加工及び組立て

◎鉄筋の継手は、（**重ね継手**、**D19以上はガス圧接継手**、特殊継手）とする。

◎鉄筋の継手位置は図示による。

◎結束線の端部は内側に折り曲げる。

◎柱、梁の主筋は、ガス圧接継手とする。

◎先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。

◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。

◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。

◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。

◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。

◎杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭先端からとする。

◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節-基礎及び基礎梁の配筋]～[7節-梁貫通孔その他配筋]による。

5. 帯筋

◎形の種別は構造図による。

6. 梁貫通孔補強

◎補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。

◎梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。

7. ガス圧接

◎圧接技量資格者は、工事に相応したJIS Z 3881(ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)による技量を有する者とする。

◎検査は、外観検査及び(引張試験、**超音波探傷試験**)による。

8. 配筋検査

◎主要な配筋は、コンクリート打ち込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

6章 コンクリート工事

1. 一般事項

ｺﾝｸﾘｰﾄの種類	設計基準強度Fc(N/mm2)	調合管理強度Fn(N/mm2)	スランプ(cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量(t/m3)	適用箇所
普通	21	21+(3～6)	15	有	I類	2.3t/m3程度	基礎く体、土間スラブ捨て、外構(独立擁壁・タラップ用土間)
普通	18	18	15	無	I類	2.3t/m3程度	

◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。

◎コンクリートの強度試験

コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

・第4週強度確認

原則、公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事監理者又は監督員立会いの上、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

2. コンクリートの仕上がり

◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3Iによる。

◎合板せき板を用いる打ち直し仕上げの種別は、（**A**、B、C）種とする。

◎コンクリートの仕上りの平たんさは、標仕表6.2.5Iによる。

3. 普通コンクリート

◎セメントの種類は、（**普通ポルトランドセメント**）・混合セメントA種 ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ）とする。

◎骨材は、標仕6.3.1（b）による。

◎細骨材としてフェロニッケルスラグを使用（できる、**できない**）。

◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04％以下とする。

◎コンクリート中の塩化物量は、0.30kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4Iによる。

◎試験りは（行う・**行わない**）

◎所要空気量は4.5％±1.5％とする。

◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。

1）コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O換算で3.0kg以下にする。

2）抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種またはC種〕あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種またはC種〕、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

3）安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。

試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

◎混和材料は標仕6.3.1（d）によることとし、監督員の承諾を受けること。

◎コンクリートの打継ぎ目地の位置、形状及び寸法、図面による。

4. レディミクスト

◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

コンクリート工場の選定

5. 型枠

◎型枠は、（県産木製型枠・**合板**）・金属製・樹脂製・打込み型枠・ブロック）とする。

型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
標仕6.8.3（b）(1)に準じる	A種程度	なし	塗装合板	12mm	打放し仕上げ部
標仕6.8.3（b）(2)に準じる	普通型枠程度	なし	合板	12mm	独立擁壁のフーチング部

◎スリーブの材種（標仕6.8.3(i)による）。

◎打ち直し仕上げの打ち増し厚さは図示による。

◎誘発目地の位置、形状及び寸法は図示による。

6. 無筋コンクリート

◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。

- 捨コンクリート
- 補強筋を必要としないコンクリート

◎設計基準強度（18）N/mm2　、スランプ（15）cm

◎適用箇所：捨てコン

発注者 徳島県県土整備部宮繕課	設計者 藤原設備設計 藤原豊全 建築設備士登録 第29E2-7005NU号 藤原 豊全 〒770-8077 徳島市八万町美山282番地の29 TEL/FAX (088) 635-9557	工事名 R 1 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 陸上競技場受変電設備他改修工事建築	図面名 屋外設備機器架台特記仕様書 3	縮尺	図面NO B-004
---------------------------	--	---	------------------------	----	---------------

7章 鉄骨工事

1. 一般事項

- ◎製作工場は、国土交通大臣の認定による（R）グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。
- ◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を（置く、置かなくともよい）
- ◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板（30～35×45cm）（H.4.9.30住指発第347号）を掲示すること。

2. 材料

◎鋼材は次による。

種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所
BCR295	建築構造用冷間成形角型鋼管	柱
SS400	JIS G3101 一般構造用圧延鋼材	梁材、根太、設備用鉄骨、手摺下部材、下記以外のPL類
SN490C	JIS G3136 建築構造用圧延鋼材	通しダイヤフラムPL、C柱ベースPL
STR400	JIS G3444 一般構造用炭素鋼鋼管	手摺上部材
エクスバンドメタル	XG-22	床

◎高力ボルトは、（JIS形高力ボルト2種 ・ トルシア形高力ボルト2種 ・ **溶融亜鉛めっき高力ボルト**）とする。径は、（M16・M20）とし、使用箇所は図示による。

規格番号等	規格名称等	セットの種類
建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種（F8T相当）

◎普通ボルト及びナットの材質は、（JIS付属品（JIS B 1180及びJIS B 1181）・JIS本体規格品（ISO規格））とする。径、使用箇所は図示による。径は、（M12）とし、使用箇所は図示による。

◎構造用アンカーボルトの材質は（ABR 400）とする。
◎溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。

◎ターンバックル 胴の種類（**割付式**・パイプ式）
ボルトの種類（**羽子板ボルト**）・両ねじボルト ・ アイボルト ）
ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは、は図示による。

◎柱底均しモルタルは無収縮モルタルとする。

- ・セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。
- ・混和材は、セメント系(酸化カルシウム、カルシウムサルファルミート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
- ・砂、配合比等は、製造所の仕様による。
- ・無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕表7.2.6iによる。

3. 材料試験等

◎JIS規格品は、材料試験を行わない。
ただし、規格証明書を提出し承諾を受けること。
◎板厚方向の引張試験を（行う、**行わない**）。

4. 工作一般

◎高力ボルト及び普通ボルトの端縁距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。
◎床書き現寸図は作成（する、**しない**）。
◎鉄骨の製作精度は、改修標準仕様書7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。
H12建告第1464号第二号イ（1）（2）のただし 書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。
◎仮設のため、鉄骨に補助材等を取り付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接 を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。
◎仮組を（実施する、**実施しない**）

5. 高力ボルト接合

◎すべり係数試験は（行う・**行わない**）。
ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13.溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。
◎ソケットラスト又はグリッドラストにより摩擦面の表面粗度を50μmRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。

- 1)表面粗度測定機による測定
- 2)テスト機器の性能表による確認
- 3)サプライヤー販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認

上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験（サンプル試験）を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。
◎確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。
◎締付け施工法の確認は、J A S S 6 6 . 3〔締付け施工法の確認〕に準じる。
◎原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。

6. 普通ボルト接合

◎普通ボルトの戻止めは（**二重ナット**）・ ナットの溶接 ・ ゆるみ防止用特殊ナット ）による。
ただし母屋、胴縁類の取付用ボルトは、戻止めを省略する。

7. 溶接接合

◎溶接作業は、工場作業を原則とする
ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。
◎溶接技能者に対して、技量付加試験を（行う、**行わない**）。
◎開先の形状は、構造図による。
◎溶接部の余盛り高さは、J A S S 6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。
◎スカラップの形状は、図示による。
◎エンドタブの切除は（**行う**）・ 行わない ）。 行う場合は図示による。
◎エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。
◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を（**行う**）行わない ）。
試験を行う場合の平均出良品質限界（A O Q L）は（2.5%、**4%**）とする。

試験の種類	試験箇所	試験数	備考
超音波探傷試験	突合せ溶接部	標仕7.6.11	

8. 工事現場施工

◎鉄骨建方の精度は、（社）日本建築学会「建築工事標準仕様書 6鉄骨工事付則 6鉄骨精度検査基準」による。
ただし以下のものは図面による。

- ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。
- ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。

◎建方用アンカーボルトを（使用する・**使用しない**）。
◎構造用アンカーボルトを（**使用する**）・使用しない ）。
◎構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法は図示による。
◎アンカーボルトの保持及び埋込み工法は（A・**B**）・C）種とする。但しジャストベースはメーカー仕様による。
◎柱底均しモルタル工法は（**A**）・B）種とし、厚さは図示による。A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。

9. 溶融亜鉛めっき工法

◎形鋼、鋼板類の亜鉛めっきは、標仕表14.2.2 A種HDZ55とする。（但しエクスバンドメタル及びABR400アンカーボルトはC種HDZ35、手摺はB種HDZ45とする）
◎摩擦面の処理は、（プラスト処理・**りん酸塩処理**）とする。
◎りん酸塩処理の場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は（すべり試験）とする。
すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。

10章 金属工事

1. 一般事項

◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。

2. 表面処理

◎ステンレス

種類	表面仕上げの種別	施工箇所
SUS 304	#400	タラップ

◎鉄鋼の亜鉛めっき

種別	表面処理方法	めっきの種類	記号又は等級	施工箇所
B種	溶融亜鉛めっき	2種	HDZ45	手すり

◎亜鉛めっきの試験は（行う ・ **行わない**）。

3. 溶接、ろう付け等

◎溶接及びろう付けによる接合後は、各表面仕上げの種類の皮膜処理を行うこと。ただし、亜鉛めっき面については、標仕14.2.3iによる。
◎鉄の溶接は、7章「鉄骨工事」に準ずる。

11章 左官工事

1. 床コンクリート 直均し仕上げ

◎施工箇所（1階床、擁壁上面・タラップ用土間）

12章 ユニット及びその他の工事

1. 目地板

◎瀝青質板製 厚20・10

13章 植栽工事

1. 一般事項

◎土壌の電気伝導度（EC）等の試験は（行う ・ **行わない**）。
◎土壌の水素イオン濃度指数（pH）の試験は（行う ・ **行わない**）。

2. 植栽基盤

◎植栽基盤整備工法は（**A**）・**B**）・C）・D）種とする。樹木はA種、芝生はB種
◎土壌改良材は（**適用する**）・ 適用しない ）。
材料（ バーク肥料 ） 使用量（ 54.4Kg ）
材料（ パークライト ） 使用量（ 108.8L ）
材料（ 砂 ） 使用量（ 0.522m3 ）
◎有効土層の面積及び厚さは図示による。

3. 植 樹

◎樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものは図示による。
◎植え込み用土は（**現場発生土**）・ 客土 ）とする。
◎支柱丸太及び添え木丸太は、加圧式防腐処理丸太材（AQO処理）とする
◎支柱の形式は（添え柱形 ・ **鳥居形**）・ ハッ掛け形 ・ 布掛け形 ・ ワイヤ掛け形 ・ 地下埋設形 ）とする。
◎移植樹木の枯損処置期間は、引渡の日から（ 1 年）とする。
期間内に樹木が枯死した場合は、直ちに伐採及び抜根を行い、良質土で埋め戻し整地する。

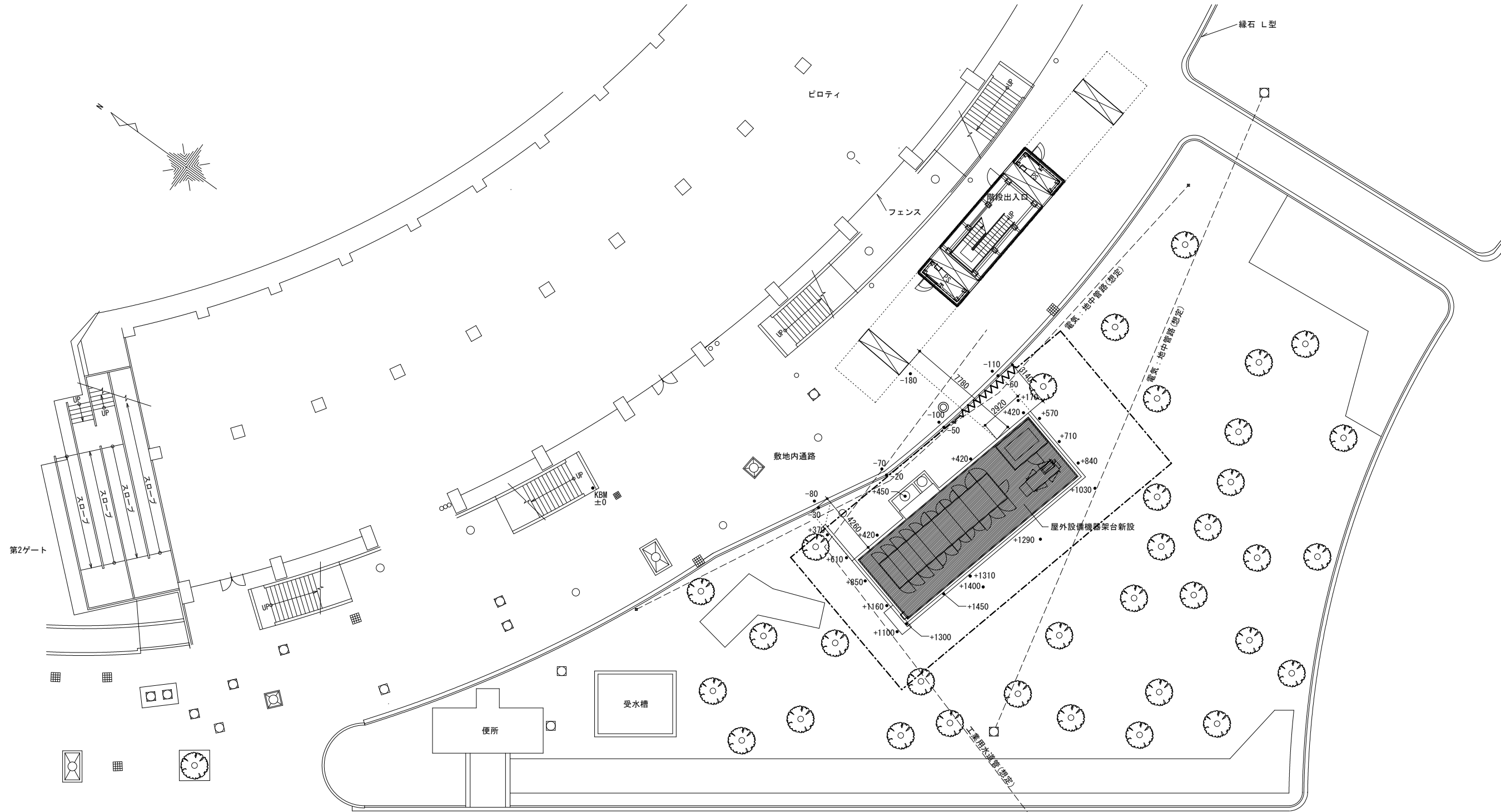
4. 芝張り、吹付けは種及び地被類

◎芝張り

- ・芝の種類は（**こうらい芝**）・ 野芝 ）とし、工法は（目地張り ・ **べた張**）とする。
- ・客土は現場発生土とする。

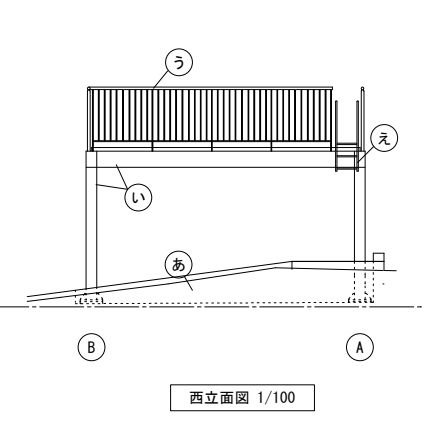
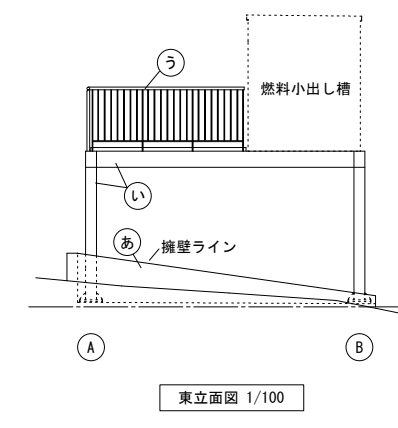
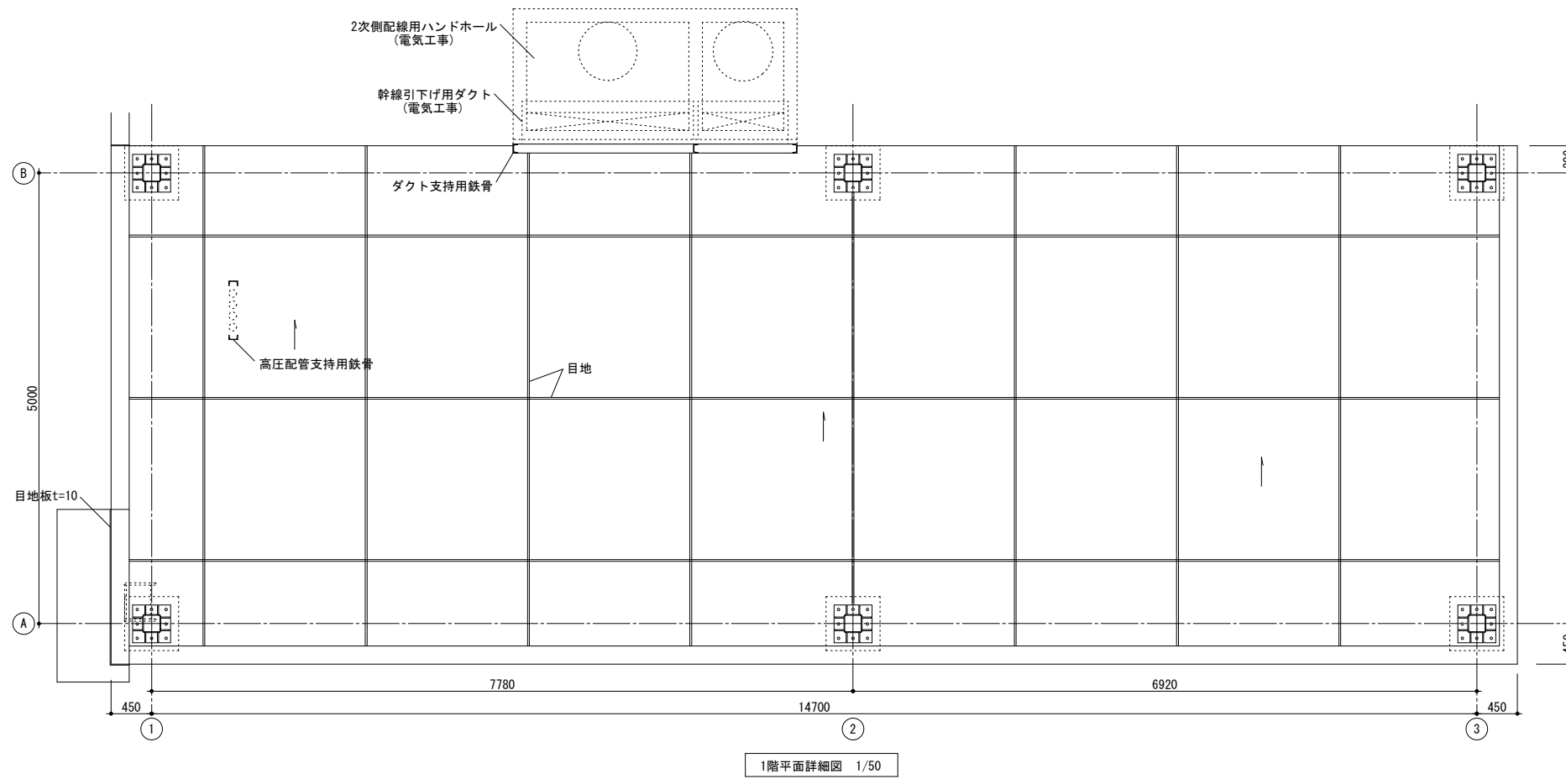
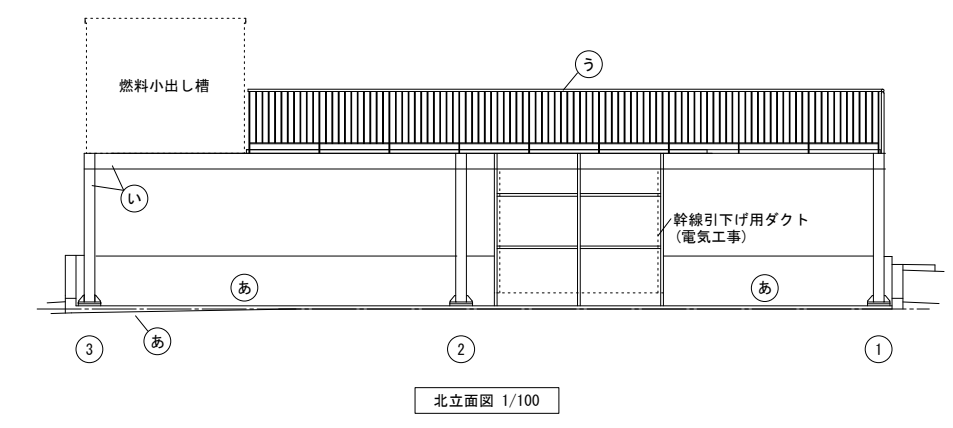
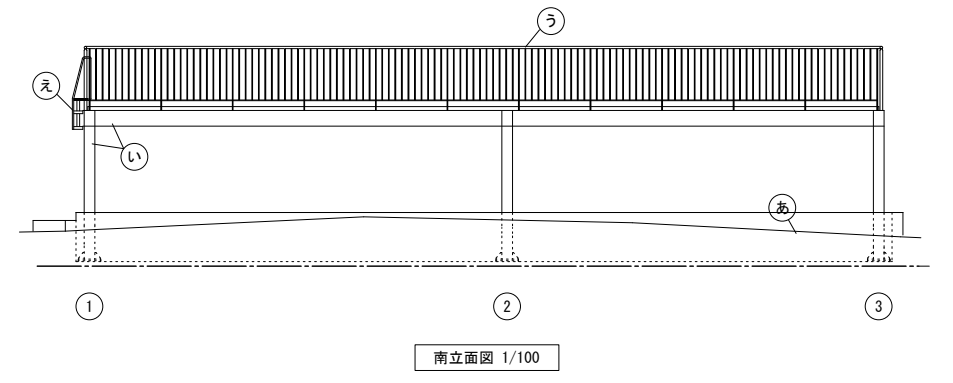
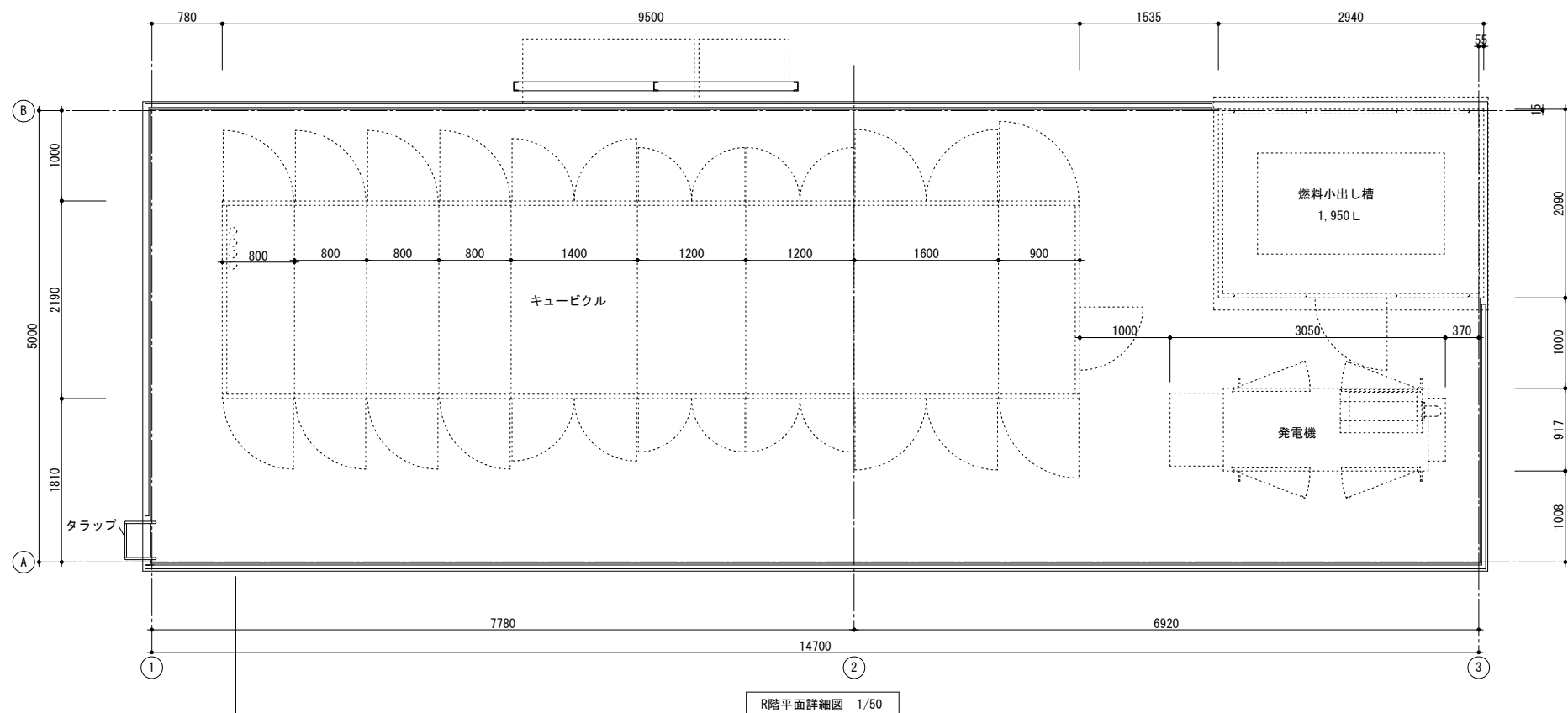
◎枯補償期間は、引渡の日から（ 1 年）とする。

発注者 徳島県県土整備部宮繕課	設計者 藤原設備設計 藤原豊全 建築設計士登録 第29E2-7005NU号 藤原 豊全 〒770-8077 徳島市八万町美山282番地の29 TEL/FAX (088) 635-9557	工事名 R 1 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴 ・ 撫養 陸上競技場受変電設備他改修工事建築	図面名 屋外設備機器架台特記仕様書 4	備 考	縮尺	図面NO B-005



- 仮囲い 波型亜鉛鉄板 H=1800
- ~~~~~ キャスターゲート W5000×H1800
- ◎ 交通誘導員位置

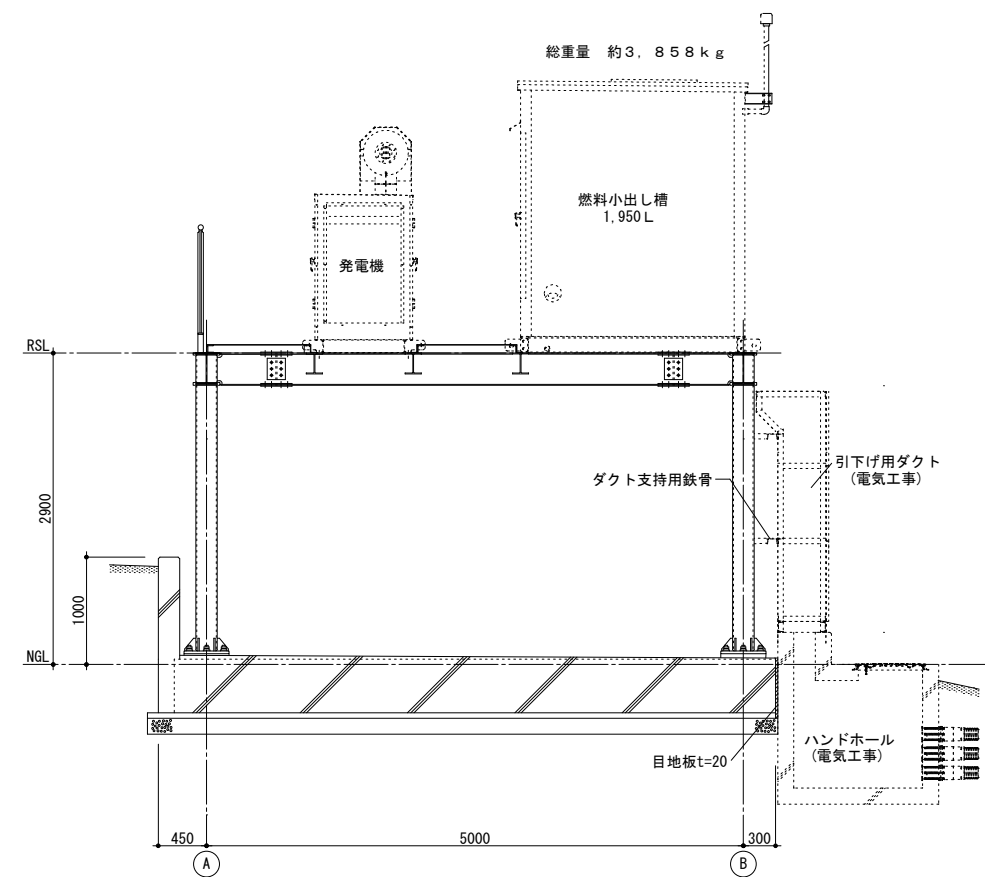
※建物の南北側に電気の中埋設管があるので、根切り開始前に監督員の指示により位置及び深さを確定してから、施工を行うこと。
 ※工事箇所付近には徳島県企業局の工業用水道管が埋設されているため十分注意して施工すること。



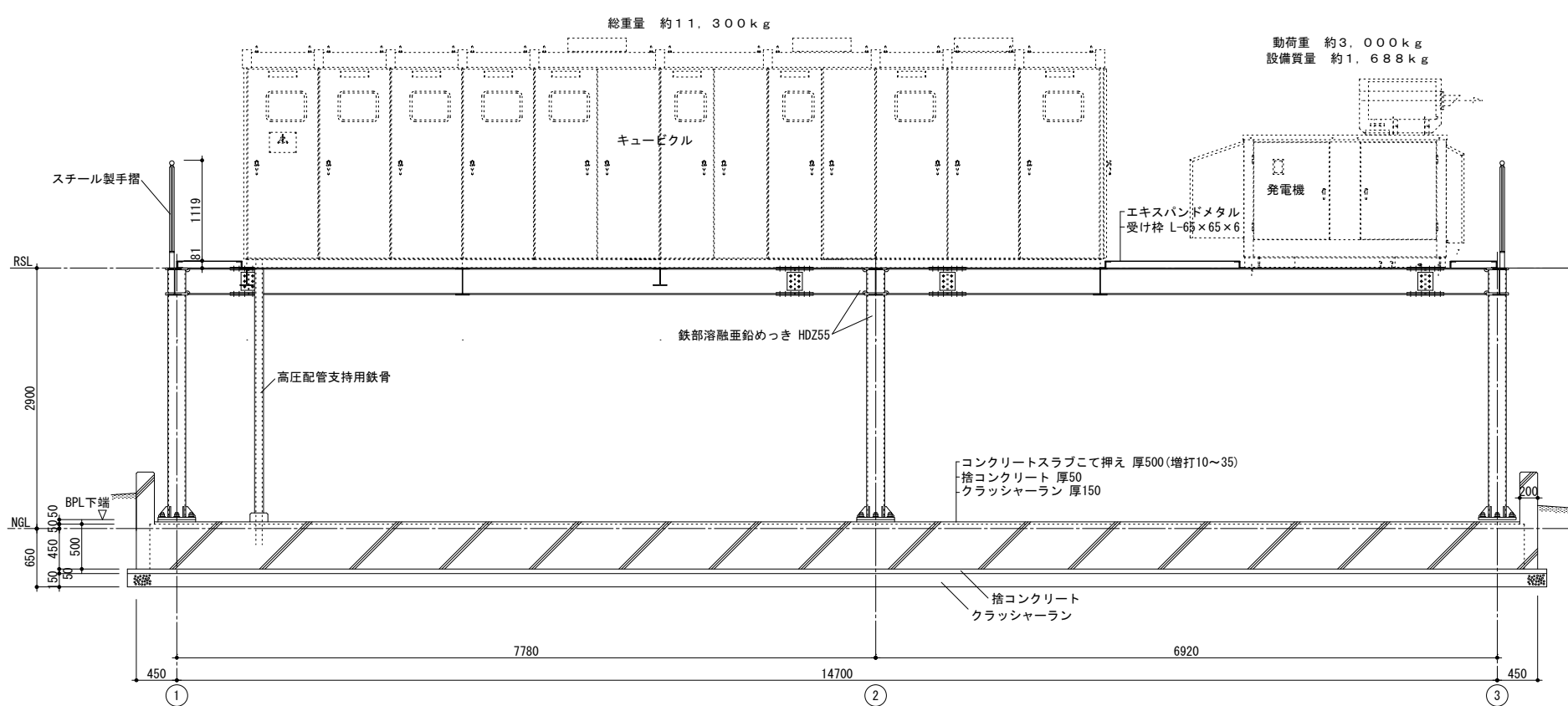
あ	コンクリート打放し
い	鉄部 溶融亜鉛めっき仕上げ
う	スチール手摺 溶融亜鉛めっき仕上げ
え	ステンレス製タラップ

注記：他工事との取り合いは下表による。(発電機工事関係)

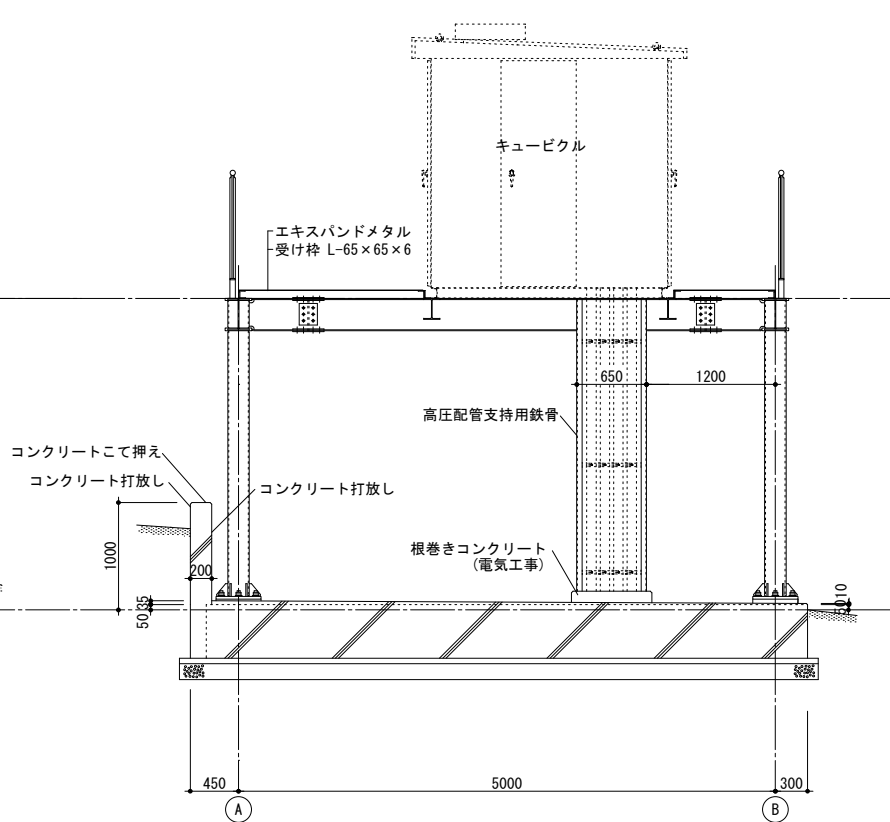
工 事 項 目	建築工事	電気工事
架台(鋼材)の機器取付ボルト穴	○	
幹線用ダクトの支持鉄骨	○	



断面詳細図(側面) 1/50



断面詳細図(正面) 1/50



断面詳細図(側面) 1/50

発注者
徳島県県土整備部営繕課

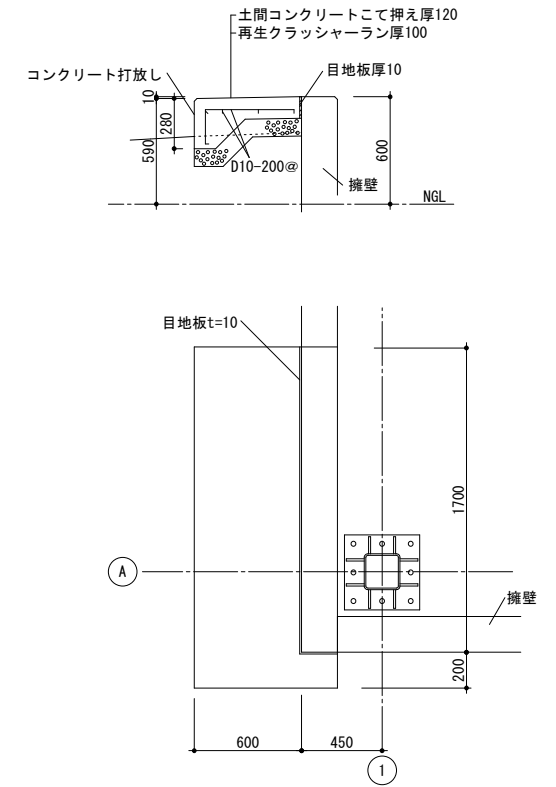
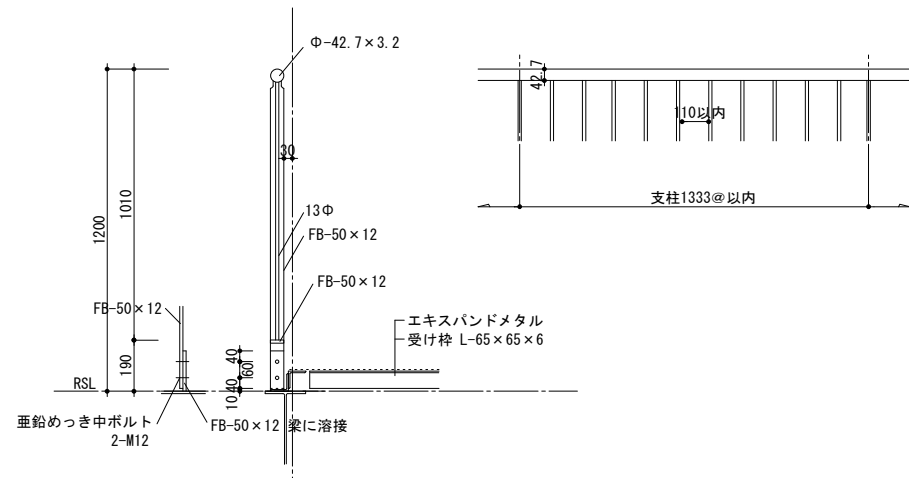
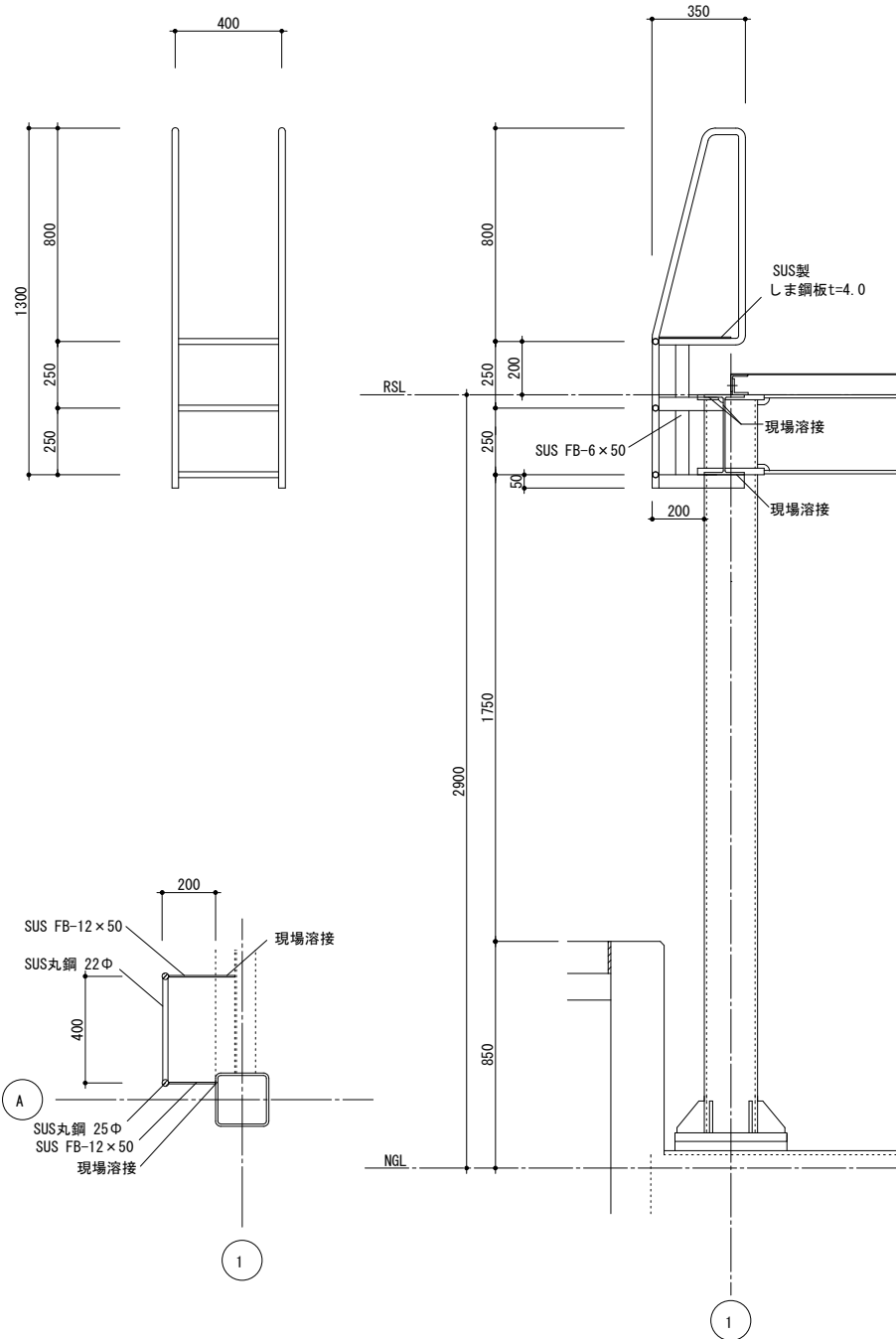
設計者
藤原設備設計 藤原豊全
建築設備士登録 第29E2-7005NU号 藤原 豊全
〒770-8077 徳島市八万町美山282番地の29
TEL/FAX (088) 635-9557

工事名
R1営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 陸上競技場受変電設備他改修工事建築

図面名
屋外設備機器架台断面詳細図

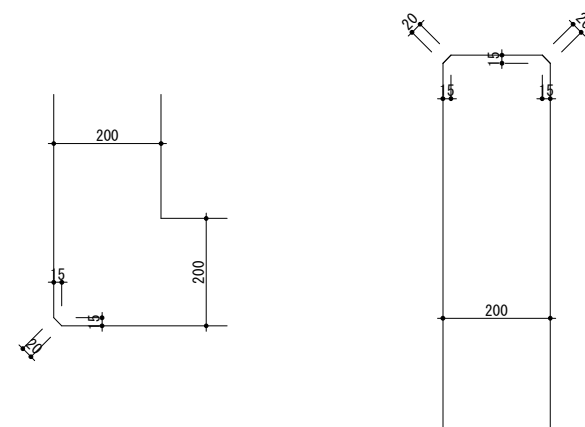
備考
縮尺
1/50

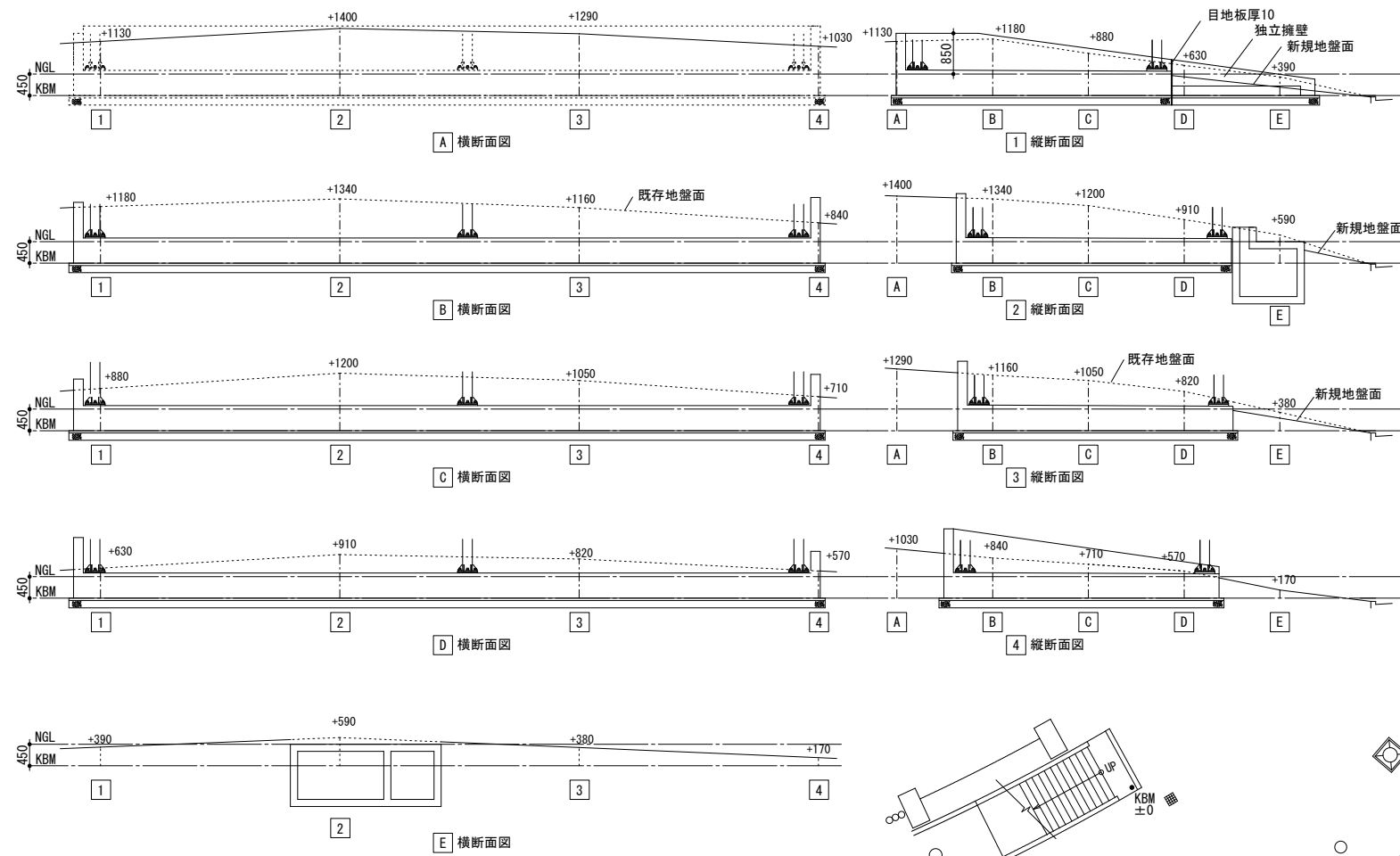
図面NO
B-009



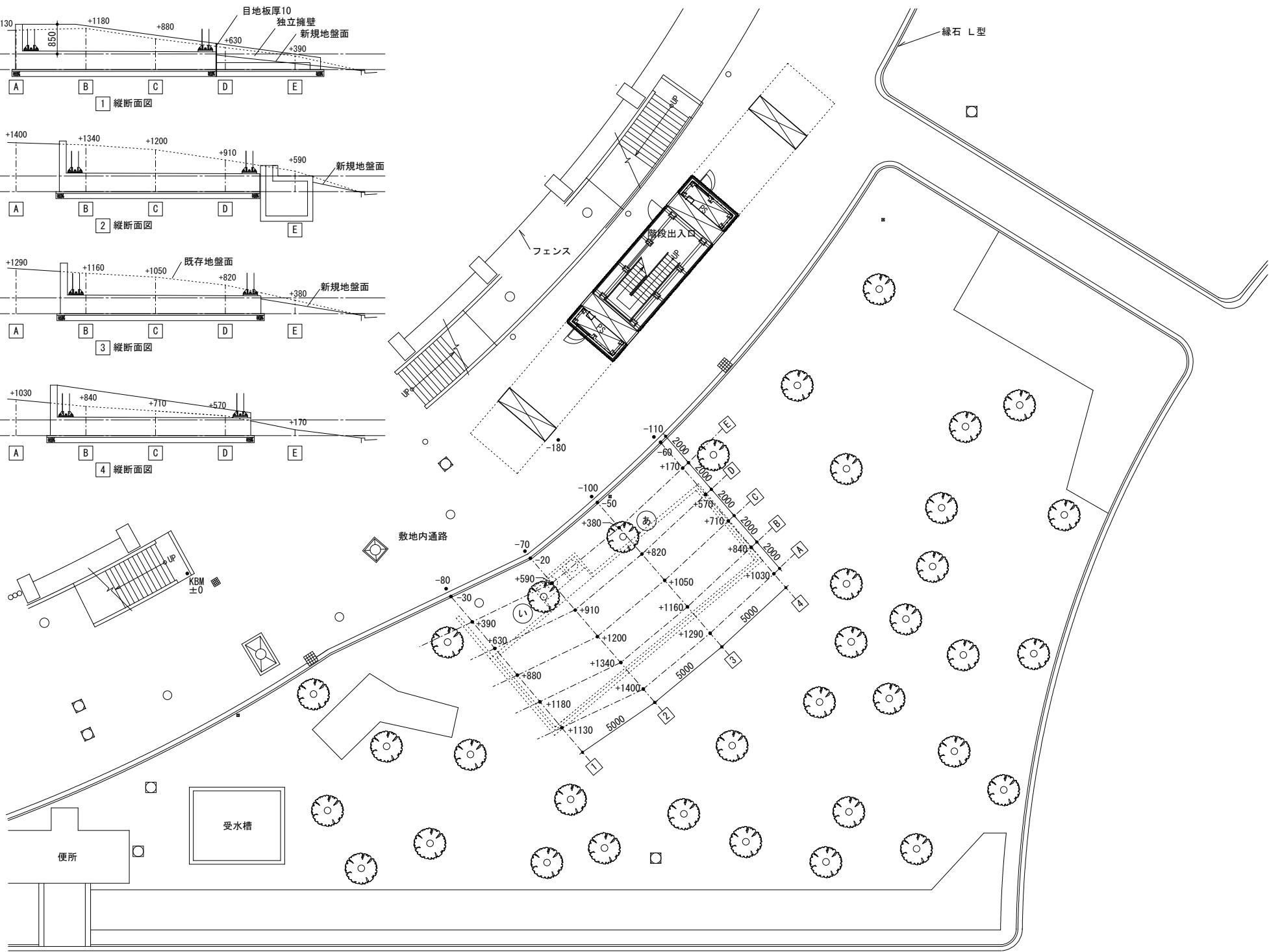
手摺は溶融亜鉛めっき仕上げHDZ45以上とする

擁壁面木詳細図(参考図) 1/10





縦・横断面図 1/100 現況敷地(新築建物配置)
※ NGLはKBM+450とする。

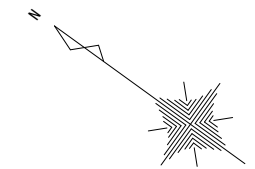


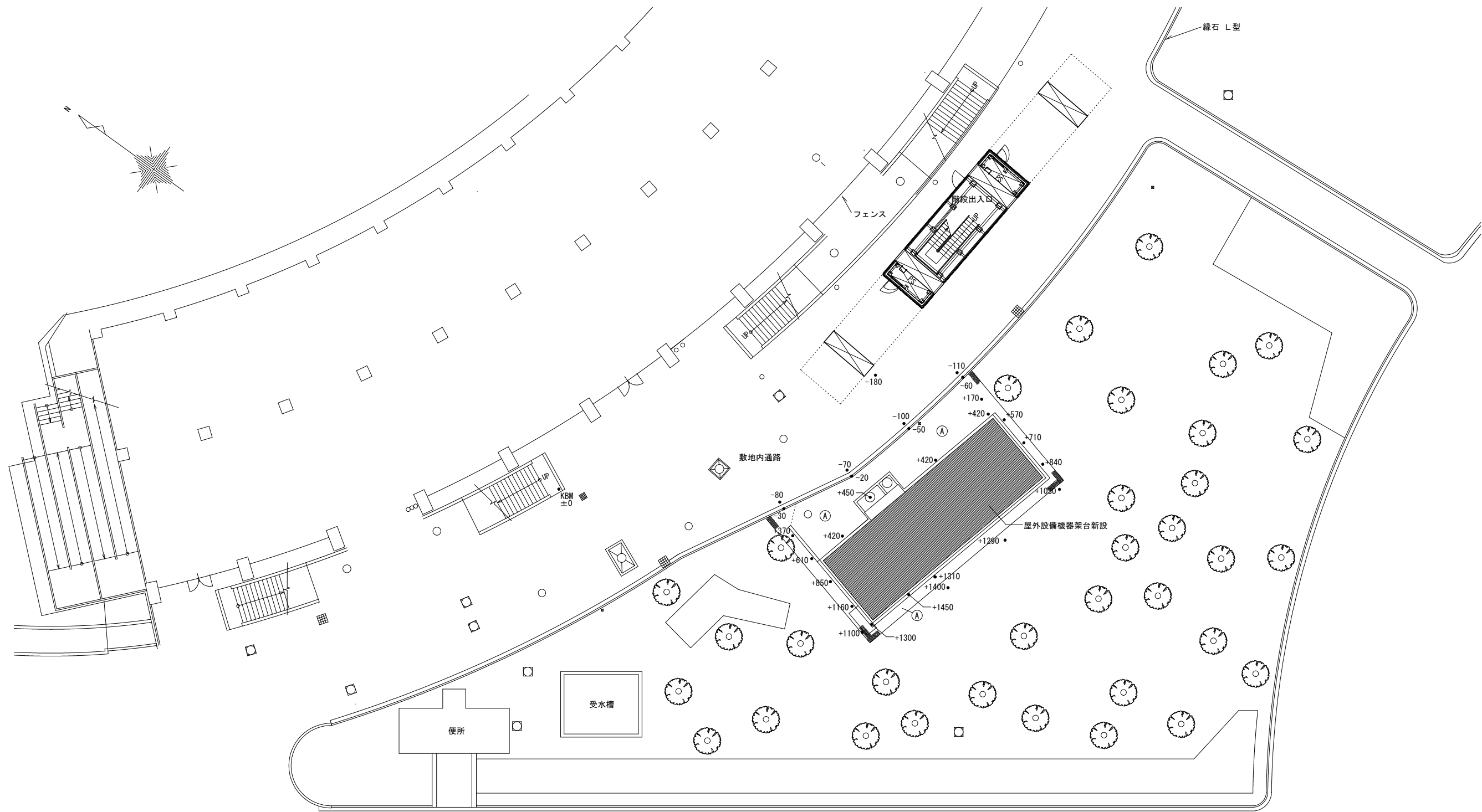
現況配置図 1/200

移植樹木リスト

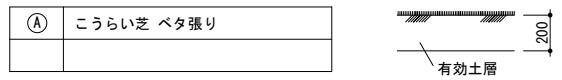
記号	樹木名称	高さ(H)m	枝はり(W)m	目通り幹周 cm	数量	支柱	有効土層
あ	クスノキ	7.0	2.0	43程度	1	三脚鳥居支柱	径90cm 深さ60cm
い	クスノキ	5.0	3.0	43程度	1	三脚鳥居支柱	径90cm 深さ60cm

移植後の植樹位置は同じ敷地内で、施設管理者の指示による。





外構図 1/200



発注者
徳島県県土整備部営繕課

設計者
藤原設備設計 藤原豊全
建築士登録 第29E2-7005NU号 藤原 豊全
〒770-8077 徳島市八万町美山282番地の29
TEL/FAX (088) 635-9557

工事名
R1 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 陸上競技場受変電設備他改修工事建築

図面名
屋外設備機器架台外構図

備考

縮尺
1/200

図面NO
B-012

鉄骨構造基準図 7-1 (基礎配筋基準図)

I. 構造設計概要

1. 建築物の構造内容

- (1) 建築場所 **徳島県鳴門市撫養町立岩**
- (2) 工事種別 新築 増築 増改築 改築
- (3) 構造設計一級建築士の関与 必要 必要としない
 - 法第20条第一号 (高さ60m超)
 - 法第20条第二号 (RC造高さ20m超 S造4階建以上 木造高さ13m超 その他)
- 注(3) 構造設計一級建築士の関与が義務づけられる建築物については解説書等を参照して確認すること。
- (4) 階数
 - 地下 階
 - 地上 **1** 階
 - 塔屋 階
- (5) 主要用途 **屋外設備機器架台**
- (6) 増築計画 有 () 無
- (7) 構造計算ルート (X方向ルート **1** - (2)) Y方向ルート **1** - (2)
- (8) 鉄筋の継手及びび定義
 - 建築基準法施工令36条及び73条による仕様規定に準ずる事。
 - X Y両方向共ルート 3 及び限界耐力計算の場合は、政令73条の仕様規定によらずJASS(2009)、鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説及びRC基準2010とすることができる。

2. 使用建築材料表・使用構造材料一覧表

(1) コンクリート (レディミクストコンクリート JIS Q 1001, JIS Q 1011, JIA A 5308)

適用箇所	種類	設計基準強度 F _c =N/mm ²	品質基準強度 F _q =N/mm ²	スラブ c _m	種類
捨てコンクリート	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	18	15		
土間コンクリート	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	18	15		
基礎・基礎梁	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	21	15		

単位水量は185kg/m³以下、単位セメント量は270kg/m³以上とする。

種類	径	使用箇所	継手工法	
			種類	径
異形鉄筋 (JIS G 3112)	<input checked="" type="checkbox"/> SD295 A	D10-D13-D16	基礎スラブ	<input checked="" type="checkbox"/> 重ね継手 D16以下 <input checked="" type="checkbox"/> ガス圧接継手 D19以上
	<input type="checkbox"/> SD295 B			<input type="checkbox"/> 溶接継手 <input type="checkbox"/> 機械式継手
	<input checked="" type="checkbox"/> SD345	D19	基礎	
	<input type="checkbox"/> SD390			
高強度せん断補強筋	材種			
	<input type="checkbox"/> 大臣認定番号 MSRB-			
丸鋼 (JIS G 3112)	<input type="checkbox"/> SR235			
溶接金網 (JIS G 3551)	<input type="checkbox"/>			

種類	使用箇所	現場溶接	備考
<input checked="" type="checkbox"/> SS400 <input type="checkbox"/> SM400 <input type="checkbox"/> SN400A, B, C	柱、梁、間柱、BPL	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	JIS G3101
<input type="checkbox"/> STKR400 <input type="checkbox"/> STKR490	柱	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input checked="" type="checkbox"/> BCR295 <input type="checkbox"/> BCP235	柱	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	MSTL-0141
<input type="checkbox"/> SM490A <input type="checkbox"/> SM490B <input checked="" type="checkbox"/> SN490C	ダイヤフラム	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	JIS G3136
<input type="checkbox"/> SSC400		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	JIS G3350

ボルト 使用箇所の詳細については別添図示とする。

高力ボルト

- 普通: F10T 特殊: S10T 認定品 (M12 M16 M20 M22 24)
- 溶融亜鉛メッキ高力ボルトF8T

中ボルト

M 12 M

アンカーボルト

- SS400 M
- SS490 M
- ABR400 M
- ABR490 M
- ABM400 M
- ABM490 M
- 大臣認定柱脚 (メーカー仕様による)

頭付きスタッドボルト

φ= L= mm 使用箇所 (柱 大梁 小梁)

φ= L= mm 使用箇所 (柱 大梁 小梁)

3. 地盤

(1) 地盤調査資料と調査計画

有 (敷地内 近隣) 無 (調査計画 有 無)

規格番号	資料有り	調査計画	資料有り	調査計画	資料有り	調査計画
ボーリング調査						
水平地盤反力係数の測定			静的貫入試験		標準貫入試験	
試験層 (支持層の確定)			土質試験		物理探査	
AI-デジタリイ			平板載荷試験		液化判定	
			現場透水試験		PS換層	

注) 上記表中の資料が有るものに○を記入する。

4. 地業工事

- (1) 直接基礎 ベタ基礎 布基礎 独立基礎 試験掘 有 無
深さ GL- m、支持層-、長期許容支持力度20.4 kN/m² 載荷試験有 無
- (2) 地盤改良 浅層混合処理工法 深層混合処理工法布基礎
深さ GL- m、長期許容支持力度 kN/m² 載荷試験有 無
- 注) 「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針; 日本建築センター2002」を参考とする
- (3) 杭基礎 支持層-

杭種	材料	施工法	備考
<input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> PRC	PRC (<input type="checkbox"/> I種 <input type="checkbox"/> II種 <input type="checkbox"/> III種)	<input type="checkbox"/> 打ち込み	
<input type="checkbox"/> PHC <input type="checkbox"/> H鋼	PHC (<input type="checkbox"/> A種 <input type="checkbox"/> B種 <input type="checkbox"/> C種)	<input type="checkbox"/> 埋込み (セメントミルク工法)	
<input type="checkbox"/> 鋼管 <input type="checkbox"/> 摩擦杭	鋼材 <input type="checkbox"/> SS400 <input type="checkbox"/> SKK400	<input type="checkbox"/>	評定第 号
<input type="checkbox"/> SC杭 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> JIS	<input type="checkbox"/>	年 月 日
<input type="checkbox"/> 場所打ち コンクリート杭	コンクリート F _c N/mm ² F _q N/mm ²	<input type="checkbox"/> オールケーシング <input type="checkbox"/> 広底杭 <input type="checkbox"/> リバーサーキュレーション	評定 号
	スラブ om以下	<input type="checkbox"/> アースドリル <input type="checkbox"/> ミニアース	年 月 日
	セメント量 kg/m ³	<input type="checkbox"/> BH <input type="checkbox"/> 深礎 <input type="checkbox"/> 手掘	
	単位水量 kg/m ³	<input type="checkbox"/> 機械掘	
	鉄筋 主筋 SD		
	HOOP SD		

杭仕様 施工計画書承認 杭施工結果報告書

試験杭 (有 無) (打ち込み 載荷 孔壁測定) 本

杭径 (mm)	設計支持力 (kN)	杭の先端の深さ (m)	本数	特記事項

5. 設備関係

- ・ 建築設備の構造は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。
- ・ 建築設備の支持構造部および緊結金物には、錆止め等、防錆のための有効措置を講ずること。
- ・ 建築物に設ける屋上からの突出する水槽・煙突・その他これらに類するものは、風圧・地震力等に対して構造耐力上主要な部分に緊結され、安全であること。
- ・ 煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造とすること。
- ・ 設備配管は、地震時等の建物変形に追従できること。また、地震力等に対して適切に支持されていること。
- ・ 設備機器の架台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。
- ・ エレベーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。
- ・ 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。
- ・ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を管径の3倍以上かつ5cm以上を原則とする。

6. その他

- ・ 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
- ・ 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
- ・ 必要に応じて記録写真を撮り保管すること。
- ・ 本構造配筋基準図は、設計者の責任において使用すること。

II. 配筋基準図

1. 鉄筋の材料

鉄筋は表1により、種類の記号は特記による。

表1 鉄筋

規格番号	規格名称	種類の記号
JIS G3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SR235 SR295 SD295A SD295B SD345 SD390

溶接金網はJIS G3551 (溶接金網及び鉄筋格子) により、網目の形状、寸法及び鉄線の径は特記による。

2. 鉄筋の表示記号

鉄筋径	異形鉄筋	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
表示記号		●	×	○	●	○	●	⊗	⊙

3. 鉄筋の最小かぶり厚さ及び間隔

(a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは下表による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

構造部分の種類	最小かぶり厚さ (mm)	
	仕上げあり	仕上げなし
土に接しない部分	スラブ、耐力壁以外の壁	20
	屋内	30
	柱、耐力壁	30
	屋外	30
土に接する部分	擁壁、耐圧スラブ	40
	柱、梁、スラブ、壁	*40
	基礎、擁壁、耐圧スラブ	*60
	煙突等高温を受ける部分	60

- (注) 1. *印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は、特記による。
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、仕上塗材、吹付け又は塗装等の鉄筋の耐久上有効でない仕上げのものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、均しコンクリートの厚さを含まない。
4. 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭先端からとする。
5. 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所は、特記による。

- (b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶりの厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。
- (c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。
- (d) 鉄筋相互のあきは、下記のうち最大のもの以上とする。ただし、特殊な鉄筋継手の場合は、特記による。
- (1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
- (2) 25mm
- (3) 隣り合う鉄筋の平均径の1.5倍
- (e) 鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは (d) による。
- (f) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、(c) による。

4. 鉄筋の末端部

鉄筋の末端部には、次の場合にフックをつける。

(1) 根巻き柱脚の主筋で末端部が頂部にあるもの。

(2) 杭基礎のベース筋。

(3) 帯筋、あばら筋及び幅止め筋。

表4.1 鉄筋の折曲げ

折曲げ角度	折曲げ図	SD295A SD345	SD295B	SD390
		D16以下	D19~D38	D19~D38
180°		D 3d以上	4d以上	5d以上
135°		D 3d以上	4d以上	5d以上
90°		D 3d以上	4d以上	5d以上
135°及び90° (幅止め筋)		D 3d以上	4d以上	5d以上

5. 鉄筋の継手

- (a) 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧接継手又は特殊な鉄筋継手とし、適用は特記による。
- (b) 鉄筋の継手位置は、特記による。
- (c) 鉄筋の重ね継手は、次による。
- なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
- (1) 主筋及び耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、特記による。特記がなければ、40d (軽量コンクリートの場合は50d) と表5.1の重ね継手長さのうち大きい値とする。
- (2) (1) 以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表5.1による。
- (3) 隣り合う継手の位置は、表5.2にいる。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合は除く。
- なお、先組工法等で、柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、特記による。

表5.1 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 (F _c) (N/mm ²)	L1 (フックなし)		L1h (フックあり)	
		18	21	18	21
SD295A SD295B	18	45d	35d	45d	35d
	21	40d	30d	40d	30d
	24, 27	35d	25d	35d	25d
SD345	18	50d	35d	50d	35d
	21	45d	30d	45d	30d
	24, 27	40d	30d	40d	30d
SD390	18	50d	35d	50d	35d
	21	45d	30d	45d	30d
	24, 27	40d	30d	40d	30d

- (注) 1. L1、L1h: 重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL1hは、図5.1に示すようにフック部分を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。



図5.1 フックありの場合の重ね継手の長さ

表5.2 隣合う継手の位置

重ね継手	フックありの場合		フックなしの場合	
	圧接継手	カプラー	圧接継手	カプラー
圧接継手の場合				
機械式継手の場合				

鉄骨構造基準図 7-2 (基礎配筋基準図)

6. 鉄筋の定着

- (a) 柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着の長さは、特記による。
特記がなければ、40d (軽量コンクリートの場合は50d) 表6.1の定着長さのうち大きい値とする。
- (b) (a) 以外の鉄筋の定着の長さは、表6.1による。

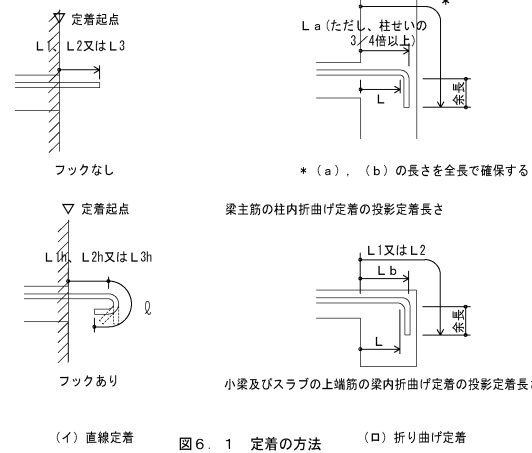
表6.1 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 (F _c) (N/mm ²)	フックなし				フックあり			
		L1	L2	L3		L1h	L2h	L3h	
				小梁	スラブ			小梁	スラブ
SD295A SD295B	18	45d	40d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	—	
	21	40d	35d						
	24, 27	35d	30d						
	30, 33, 36	35d	30d						
SD345	18	50d	40d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	—	
	21	45d	35d						
	24, 27	40d	35d						
	30, 33, 36	35d	30d						
SD390	21	50d	40d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	—	
	24, 27	45d	40d						
	30, 33, 36	40d	35d						

- (注) 1. L1, L1h: (b) 以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ
2. L2, L2h: 割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着長さ及びフックあり定着の長さ
3. L3: 小梁及びスラブラの下端筋の直線定着長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁を除く。
4. L3h: 小梁の下端筋のフックあり定着の長さ
5. フックあり定着の場合は、図6.1に示すようにフック部分 ϕ を含まない。また中間部での折り曲げは行わない。
6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(c) 定着の方法は、図6.1による。

なお、仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さLが、表6.1のフックあり定着の長さを確保できない場合は、全長を表6.1に示す直線定着の長さとし、かつ、余長を8d、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを表6.2に示す長さ(かつ、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上)のみ込ませる。



- (注) 1. La: 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ (基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。)
2. Lb: 小梁及びスラブラの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ (片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。)
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

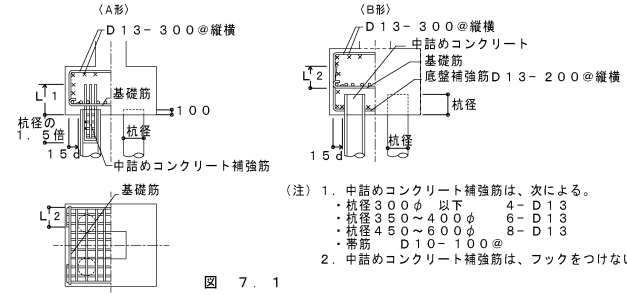
表6.2 投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 (F _c) (N/mm ²)	La	Lb
SD295A SD295B	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

7. 基礎

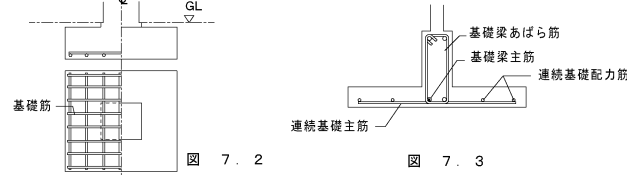
A. 杭基礎の場合

既製コンクリート杭の杭頭補強の方法は、図7.1のA形又はB形とし、適用は特記による。特記がなければB形とする。
なお、中詰めコンクリートは、基礎のコンクリートと同じ調合のコンクリートを使用する。
下図以外の場合は、特記による。



B. 直接基礎 (独立基礎) の場合の配筋は、図7.2による。

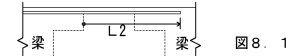
C. 直接基礎 (連続基礎) の場合の配筋は、図7.3による。



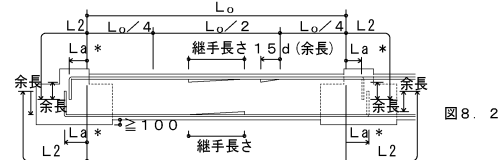
8. 基礎梁

A. 一般事項

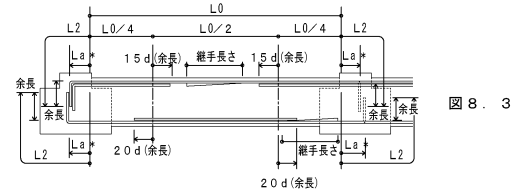
- (1) 梁筋は、原則として柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合は、柱内に定着する。ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、図8.1による。
- (2) 梁筋を柱内に定着する場合は次による。
①梁主筋のみ込み長さは、柱せいの3/4以上とする。
②上端筋: 曲げ降ろす。
③下端筋: 曲げ上げる。ただし、やむを得ない場合は、監督員の承諾を受けて、曲げ降ろすことができる。
④定着の方法は、6.(c)による。



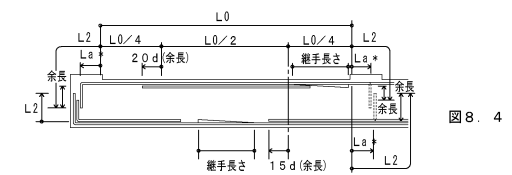
B. 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長



C. 独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長 (耐圧スラブが付く場合は D. による)

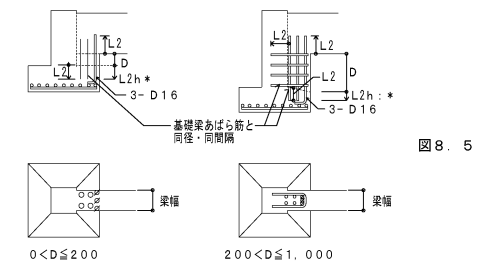


D. 連続基礎及びびた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長



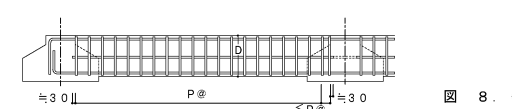
- (注) 1. 印は、継手及び余長を示す。
2. 破線は、柱内定着の場合を示す。
3. Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

E. 基礎接合部の補強



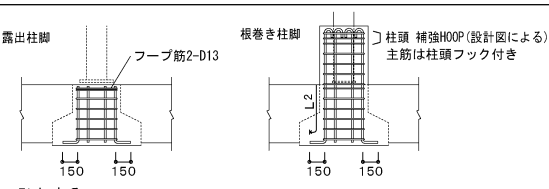
- (注) 1. L2hを確保できない場合は、6.(c)によることができる。

F. あばら筋の割り付け



- (注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2. 図中のPは、特記されたあばら筋の間隔を示す。

9. 基礎柱



帯筋

- (1) H形とする。
(2) H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W-I形とする。
(3) 溶接する場合の溶接長さLは両面フレア溶接の場合は5d以上、片面フレア溶接の場合は10d以上とする。



10. 土間コンクリートの補強

- A. 土間コンクリートの補強
土間コンクリートの補強筋は、特記による。
なお、基礎梁との接合部は、図10.1による。

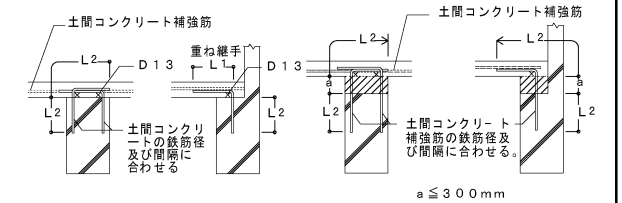


図10.1

11. 梁貫通孔補強

(1) H形配筋

配筋	斜め筋	縦筋	横筋	縦筋	配筋	図
H1	なし	なし	なし	なし	なし	[Diagram H1]
H2	2-2-D13	なし	なし	なし	なし	
H3	4-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	なし	[Diagram H3]
H4	4-2-D16	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	なし	
H5	4-2-D16	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	なし	[Diagram H5]
H6	4-2-D19	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	なし	
H7	4-2-D22	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	なし	

- (注) 破線は、一般部分のあばら筋を示す。

1. 梁貫通孔補強筋の名称などは図11.1による。

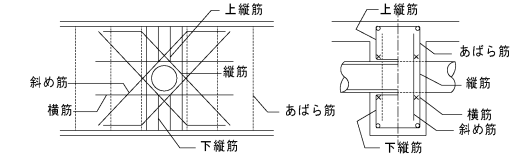


図11.1

2. 孔の径は、梁せいの1/3以下とし、孔が円形でない場合はこれの外接円とする。
3. 孔の上下方向の位置は、梁せい中心付近とし、梁中央部下端は、梁下端より1/3Dの範囲に設けてはならない。
4. 孔の中心位置の限度は、柱及び直交する梁(小梁)の面から原則として
1. 5D (Dは梁せい) 以上離す。ただし、基礎梁、壁付帯梁は除く。
5. 孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の3倍以上とする。
6. 縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。
7. 補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは図11.2による。
8. 孔の径が梁せいの1/10以下、かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げるにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。
9. 溶接金網の余長は1格子以上とし、突出しは10mm以上とする。
10. 溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋1-13φのリング筋を取り付ける。
なお、リング筋は、溶接金網に4箇所以上溶接する。
11. 溶接金網の割付け始点は、横筋ではあばら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。

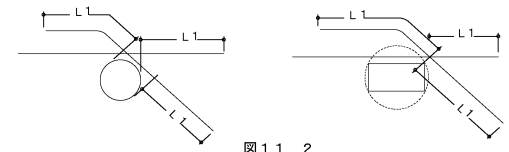
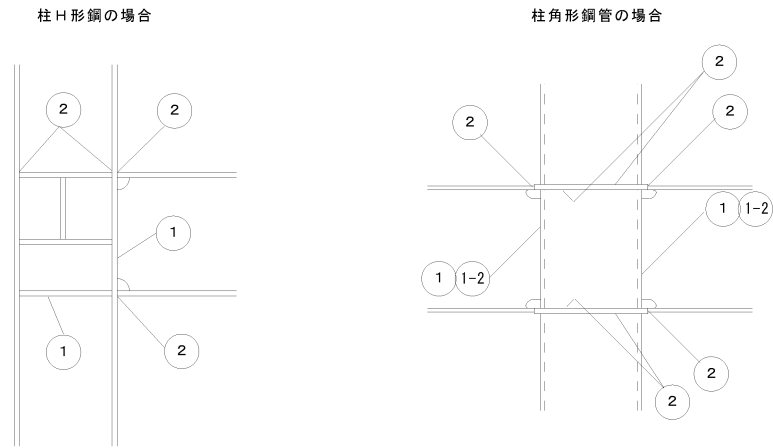


図11.2

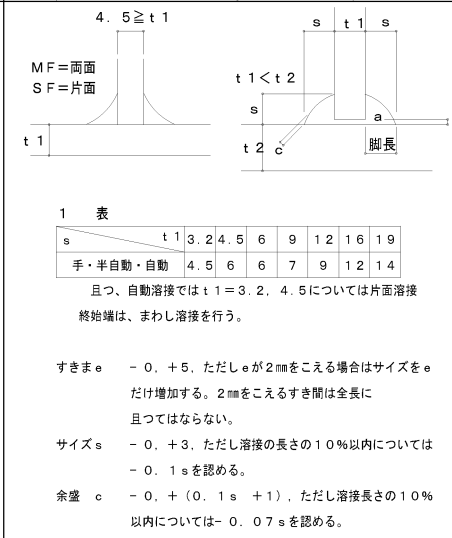
- (注) 採用する配筋については、特記による。
大臣認定による既製品を使用する場合は、すべて認定内容による。

鉄骨構造基準図 7-3 (溶接 A)

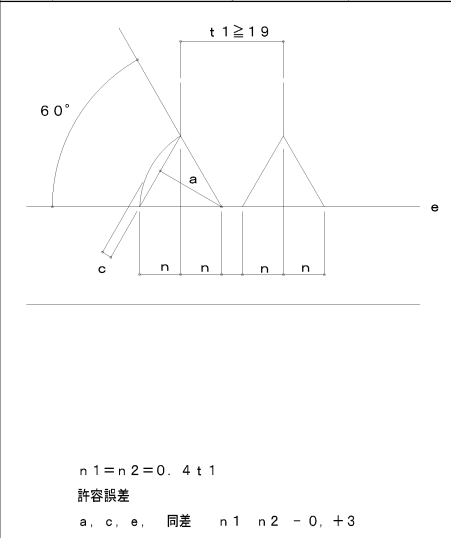
6 仕口部溶接図示例



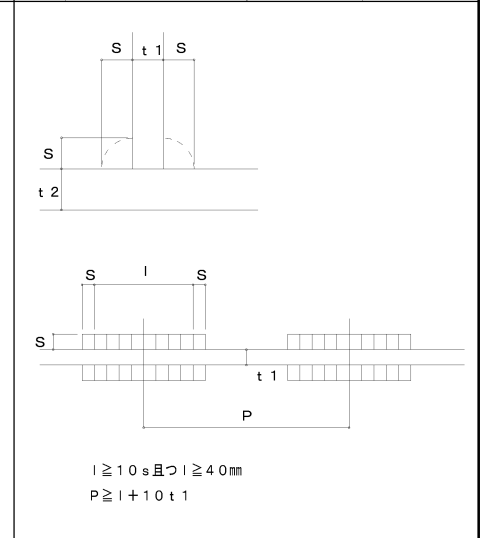
1 すみ肉溶接



1-2 K型すみ肉溶接



1-3 断続すみ肉溶接



特記事項

1 適用範囲

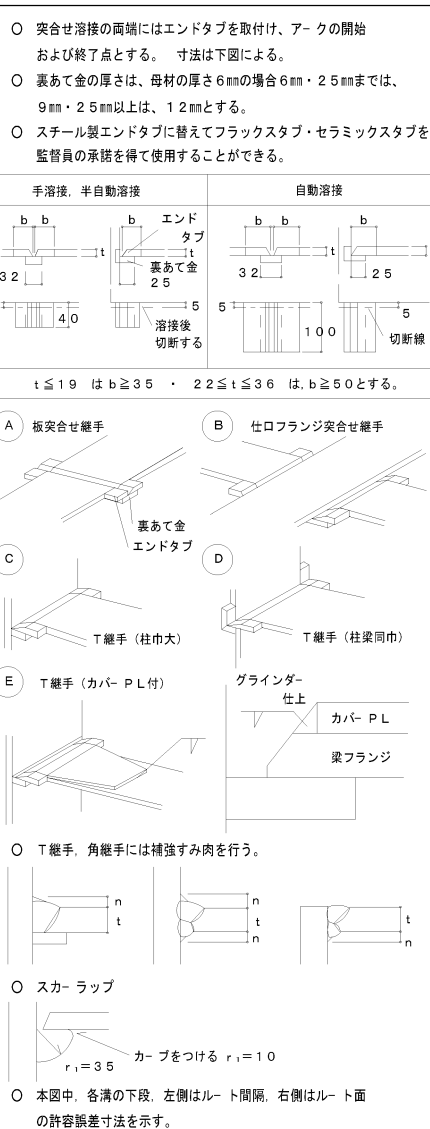
1 本基準図は「溶接作業基準・同解説、Iアーク溶接、IVサブマージアーク自動溶接、IVガスシールド半自動溶接・日本建築学会」に従い、工場溶接を行う場合に適用する。
2 特に設計者の指示がある場合はそれに従う。
3 本図によらない場合は、設計者の承認を受ける。
4 本構造基準図は、設計者の責任において使用すること。

2 適用鋼材

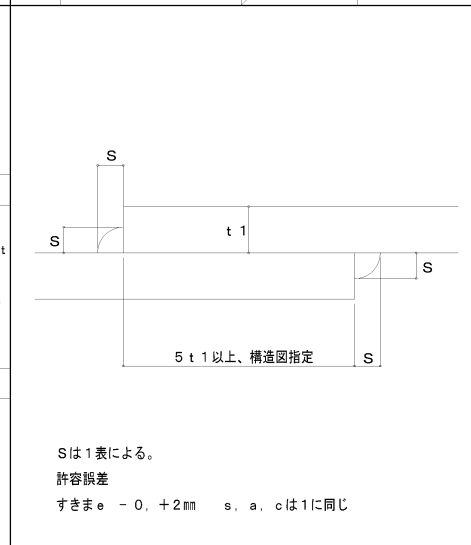
溶接法	鋼材の記号	板厚 (mm)
M	SS400, SSC400, STKR400, STK400, STK490	2.3~6
M	SS400, SM490YA, STKR400, STK490	6~25
M	SM400A, SM490YB, SN400B・C, SN490B・C	6~32
NG	SM490A, SM520B, SN400B・C, SN490B・C	6~38
G	SN400B・C, BCR295, BCP235, BCP295	6~45
S	SN400B・C, SN490B・C	6~45
S	SM400B, SM400C, SM520C, SM570	6~50

予熱は、鉄骨工事技術指針に従い行うものとする。技術指針に該当しない鋼材については、必要な試験を行った上、適切な熱管理のもとで準用してよい。

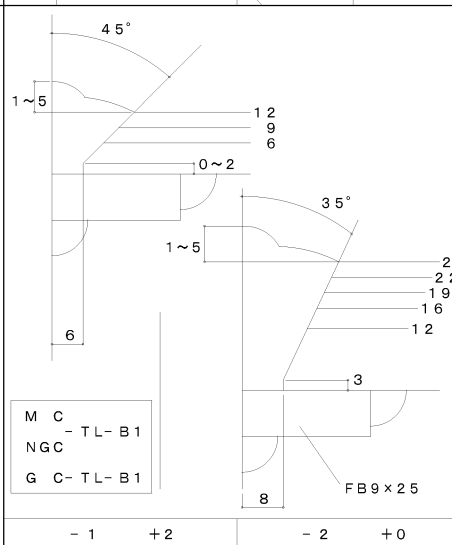
7 エンドタブ、裏あて金、補強すみ肉、スカールラップ



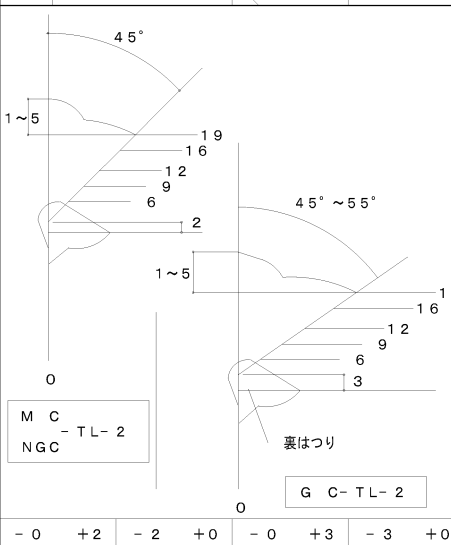
1-4 重ねすみ肉溶接



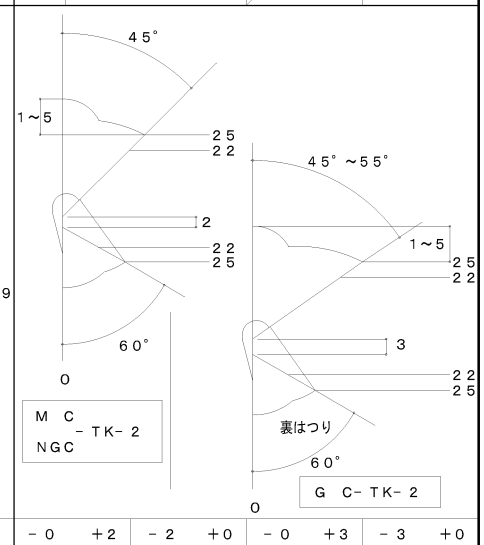
2 L型突合せ



3 L型突合せ



4 K型突合せ



3 適用溶接法と記号

M アーク手溶接
NG ノンガスシールドアーク半自動溶接
G ガスシールドアーク半自動溶接
S サブマージアーク自動溶接
C 突合せ溶接
P 部分溶け込み溶接
F すみ肉溶接
T T継ぎ手
L 角継ぎ手
B 突合せ継ぎ手
I I形
V V形
L レ形
K K形
X X形
B 裏あて金
1 片面溶接
2 両面溶接 MC, NGC, GC は、表はつりをする。
(例) MC-TL-B1=Aアーク手溶接突合せ-L形T継ぎ手-裏あて金付片面溶接

4 溶接姿勢

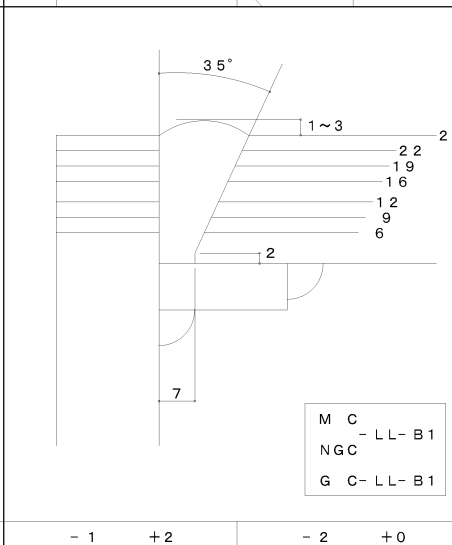
F 下向姿勢
H 水平又は、横向往姿勢
V 立向姿勢
O 上向姿勢

手溶接における姿勢は、特記あるものを除き、原則として下向とする。

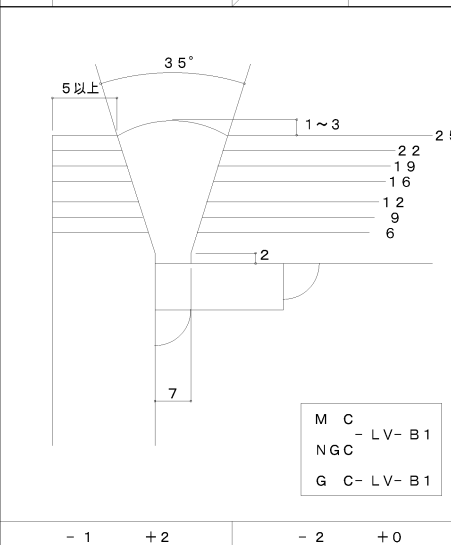
5 その他

1 使用板厚は半自動、自動溶接の場合は6mm以上とする。
2 手溶接において、1層目の溶接を行う棒径は4mm以下とする。
3 寸法の許容誤差で図示したもの以外は、下記による。
a 開先角度は、-3°、+5°とする。
b 裏あて金のすきまは0とし許容誤差は、-0, +1とする。
c 重ね継ぎ手のすきまは0とし許容誤差は、-0, +2とする。
d グループ溶接部の相互の目違いは0とし、許容誤差は、-1, +1とする。
e 突合せ溶接および部分溶け込み溶接の余盛の高さは、特記なき場合は、右記詳細図によるものとする。

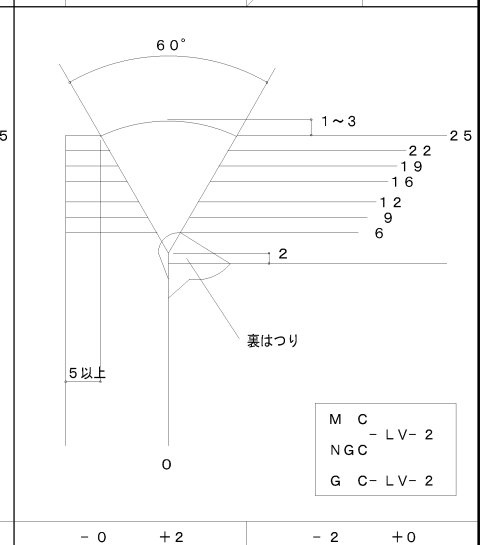
5 I型突合せ



6 L型突合せ



7 V型突合せ



鉄骨構造基準図 7-6 (角形鋼管柱仕口)

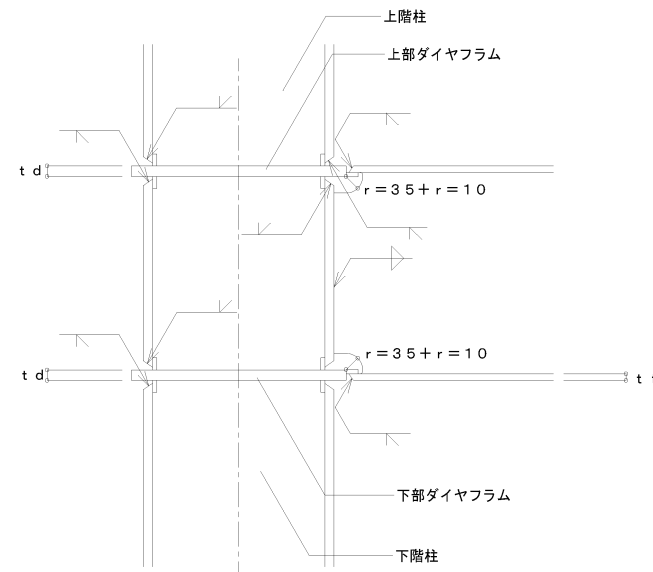
特記事項

- 本基準図は、冷間（熱間）成形角形鋼管を柱として使用した場合の基準を示す。
- 次項に記載する鋼材を使用しない場合は、別途設計による。
- 使用する鋼材の材質
 - a 角形鋼管柱 材質・ SM400 ・ SS400 ◎ SN400 B
・ SM490A ・ SS490 ・ SN490 B・C
 - b 製造方法
・ 冷間プレス成形角形鋼管 ・ BCP235 (SN400BC)
・ 冷間プレス成形角形鋼管 ・ BCP325 (SN490BC)
・ 冷間ロール成形角形鋼管 ◎ BCR295 (SN400B)
・ 熱間成形角形鋼管 ・ SHC400B・C (SN400級)
・ 熱間成形角形鋼管 ・ SHC490B・C (SN490級)
・ 冷間成形角形鋼管 ・ STKR400 ・ STKR490
 - c. ベースプレート等
・ ハイベース BOX- アンカーボルト 径
・ ベースバック □- アンカーボルト 径
・ NCベース □- アンカーボルト 径
◎ その他 ・ 根巻き柱脚 ・ 埋込み柱脚
- ダイヤフラム等
 - ・ 使用材質
・ SS400 ・ SN400 (B・C)
・ SM490A ◎ SN490 (B・◎)
 - ・ 加工方法 ◎ 工場製作 ・ 鋳造製ダイヤフラム
- JIS規格等
 - ・ 冷間プレス成形角形鋼管 (BCP) 建築センター評価品
◎ 冷間ロール成形角形鋼管 (BCR) 建設大臣認定品
・ 熱間成形角形鋼管 建築センター評価品
・ 冷間成形角形鋼管 (STKR) JIS G 3466
・ ハイベース 建築センター評価品 BCJ-S1499
・ ベースバック 建築センター評価品 BCJ-S1582
・ NCベース 建築センター評価品 BCJ-S1488
- ベースプレート等の設置 (図面による)
 - ・ アンカーボルトの設置は、指定各社の施工基準に基づき正確に設置すること。
 - ・ 鋼管柱とベースプレートとの接合は、各社の施工基準に基づき入念な施工を行うものとする。
 - ・ アンカーボルトの設置は、特記なき限りA種先付け工法とする。
 - ・ アンカーボルトの設置は主請け業者の責任施工とする。
 - ・ ベースプレートとコンクリートの空隙部は、特記なき限り無収縮グラウト注入とする。
 - ・ 露出型固定柱脚は、メーカー毎で、剛性・強度が異なるため変更の際に注意すること。
- STKR・BCP・BCRには互換性がないので注意すること。
- 溶接部は全て製作所（社内検査）におけるUT検査を行うこと。
- 鋼材の使用区分について (参考)
 - a. 角形鋼管柱を使用した鉄骨造架構 (通しダイヤフラム方式)

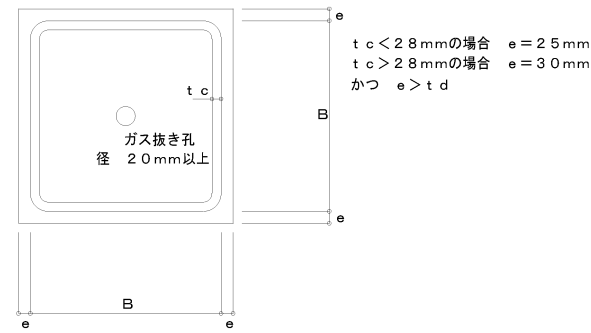
柱材・梁材・接合用板材	SN400B	SN490B
ダイヤフラム・ベースプレート	SN400C	SN490C
小梁・間柱・根太母屋材	SN400A	SN490A
 - b. 角形鋼管柱を使用した鉄骨造架構 (内ダイヤフラム方式)

梁材・柱材・接合用板材・ダイヤフラム	SN400B	SN490B
ベースプレート	SN400C	SN490C
小梁・間柱・根太母屋材	SN400A	SN490A

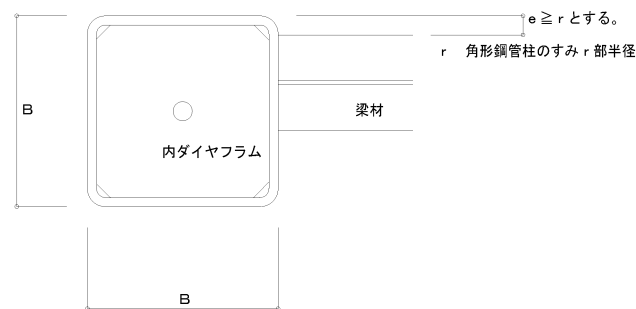
柱頭部（ダイヤフラムに段差のない場合）詳細図



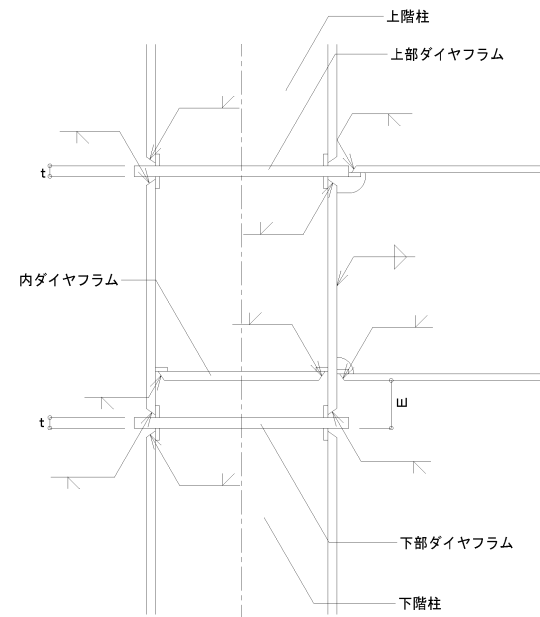
- ・ ダイヤフラムに使用する鋼板は、SN400C・SM490Aを使用するのが望ましい。
- ・ t > 取り付く大梁フランジの最大厚さを超える厚さかつ柱板厚以上



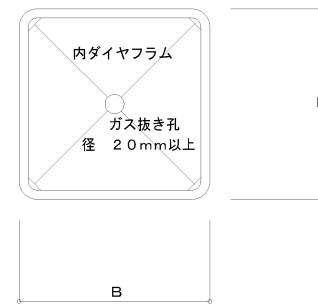
角形鋼管柱・梁仕口詳細図



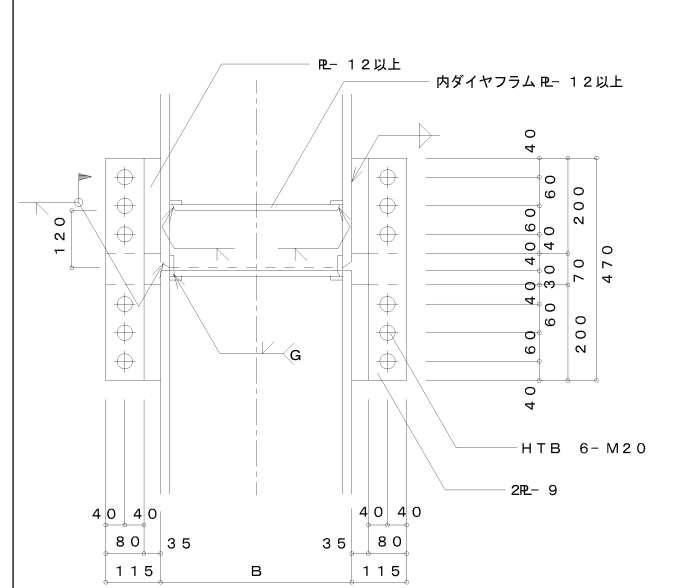
柱頭部（ダイヤフラムに段差のある場合）詳細図



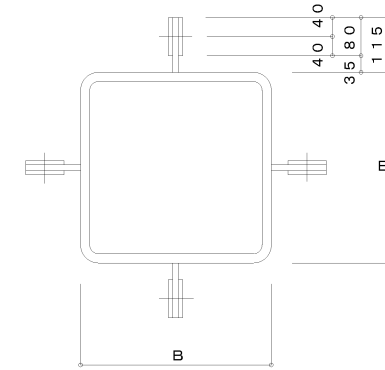
- ・ E = 100 mm未満の場合は、2段ダイヤフラム方式は採用しない。
- ・ ダイヤフラムに使用する鋼板は、SN400C・SM490Aを使用するのが望ましい。
- ・ t は取り付く大梁フランジの最大厚さを超える厚さかつ柱板厚以上。

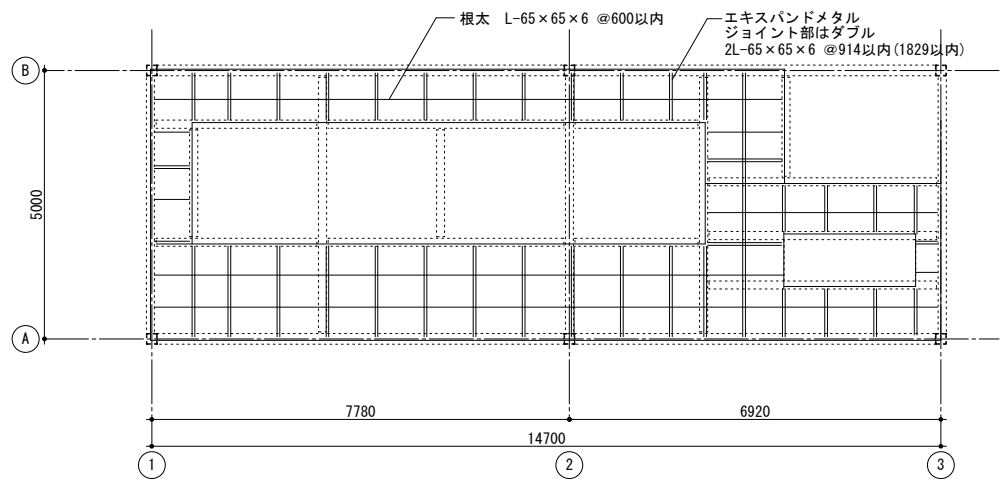


柱現場継手詳細図

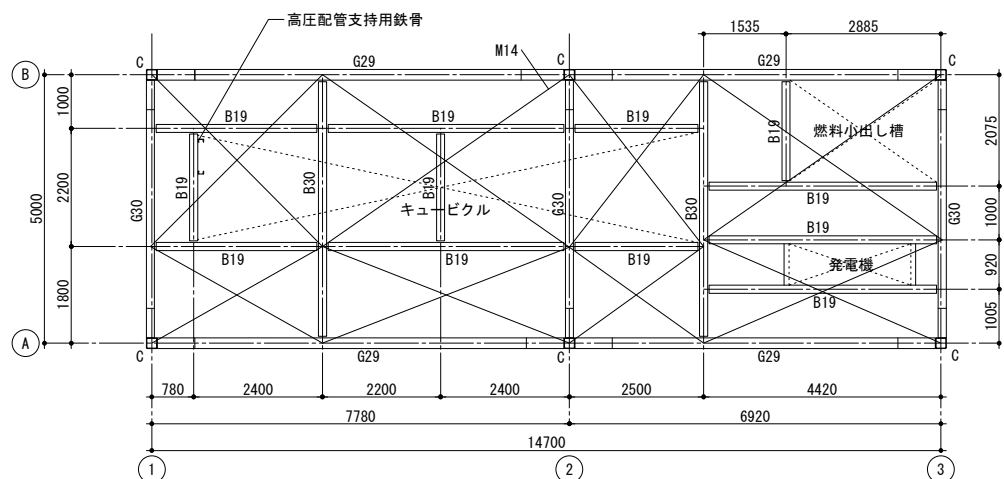


注 板厚・ボルト数は最低量を示したものであり、組立てる部材の重量を考慮して設計して下さい。
当仮設継手は、8.0 x 8.0スパンで4階までは可能である。

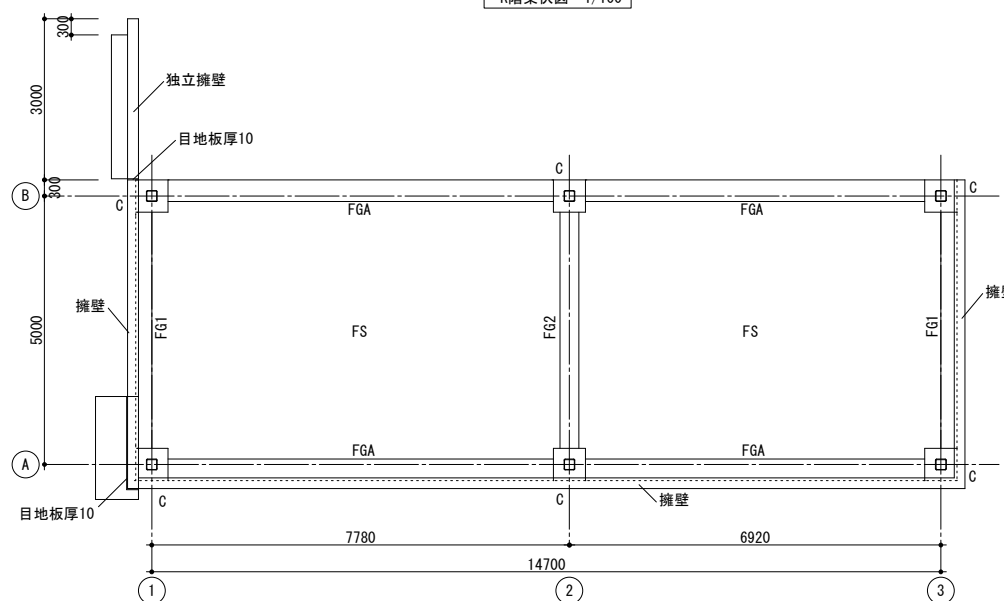




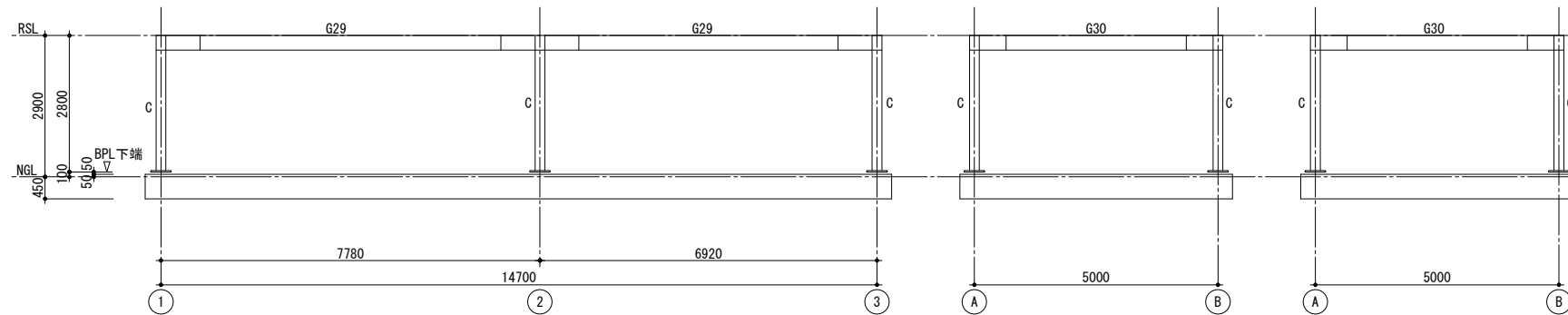
根太伏図 1/100 参考図



R階梁伏図 1/100



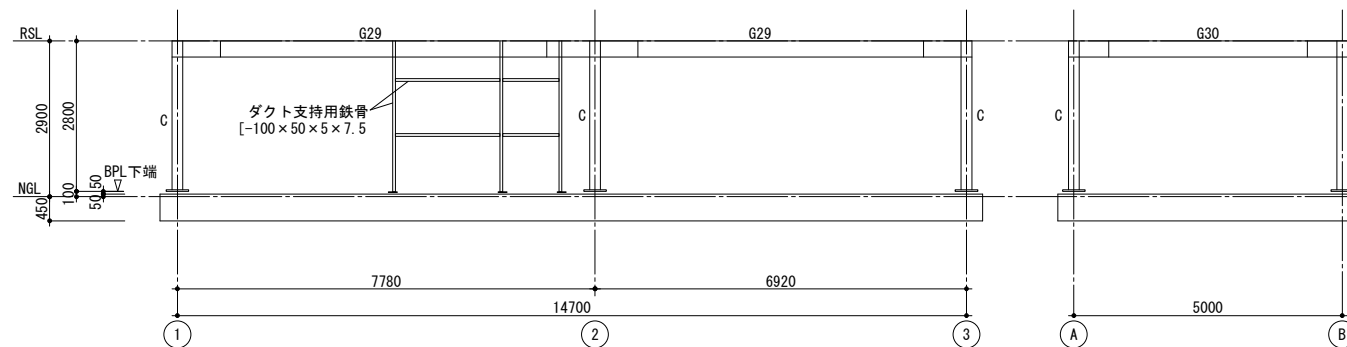
基礎伏図 1/100



A通軸組図 1/100

1通軸組図 1/100

2通軸組図 1/100

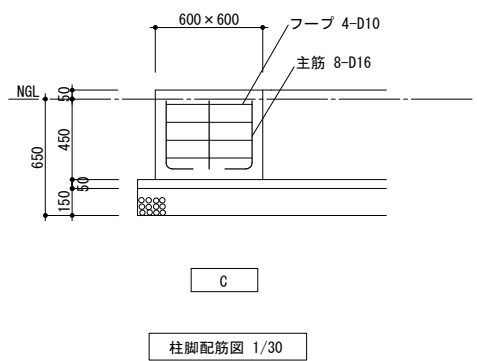


B通軸組図 1/100

3通軸組図 1/100

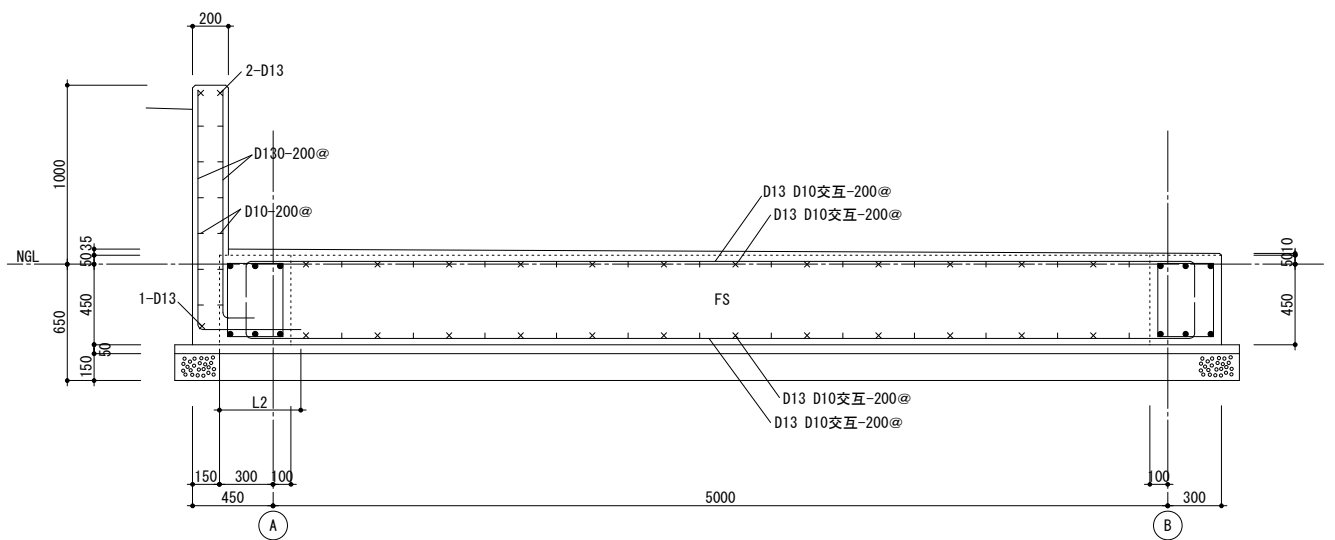
鉄骨部材リスト			
C	柱	□-200×200×9	BCR295
G29	大梁	H-294×200×8×12	SS400
G30	大梁	H-300×150×6.5×9	SS400
B30	小梁	H-300×150×6.5×9	SS400
B19	小梁	H-194×150×6×9	SS400
屋根面ブレース		M14	
ダクト、高圧配管支持用鉄骨		[-100×50×5×7.5]	SS400
プレート		通しダイヤフラム、CのBPL	SN490C
		上記以外	SS400
床用エキスバンドメタル		XG-22 914×1829 溶融垂鉛めっきHDZ-35	
		根太 L-65×65×6 @600程度	SS400

鉄骨は全て溶融垂鉛めっきHDZ55とする。(エキスバンドメタルはHDZ-35)
 設備機器受材の小梁位置は、使用する機器寸法により最終決定を行う。
 エクスバンドメタル根太受の小梁位置は、その割付により最終決定を行う。



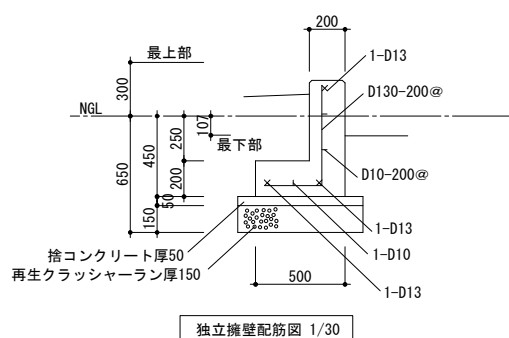
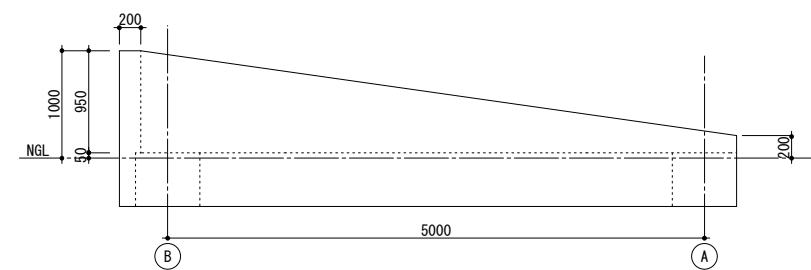
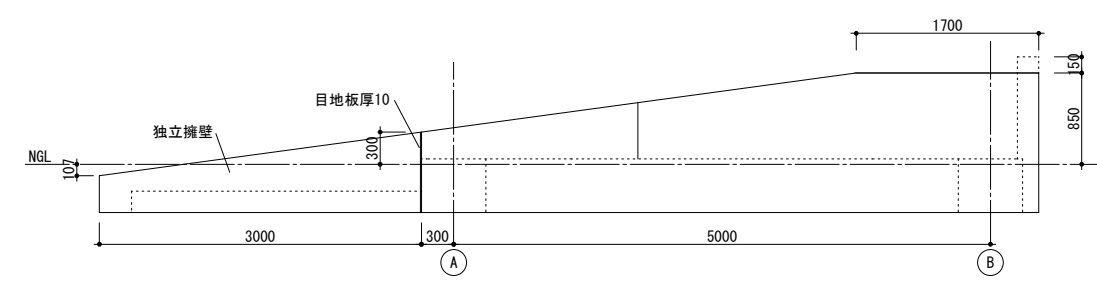
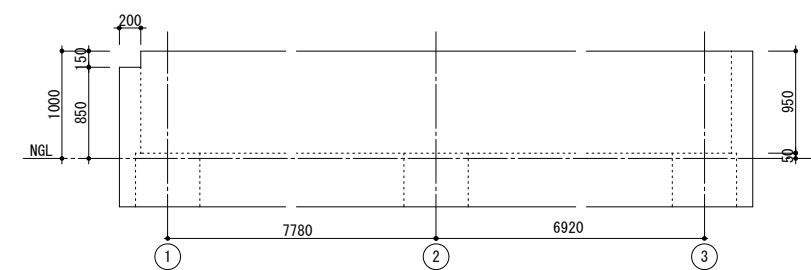
地中梁リスト 1/30

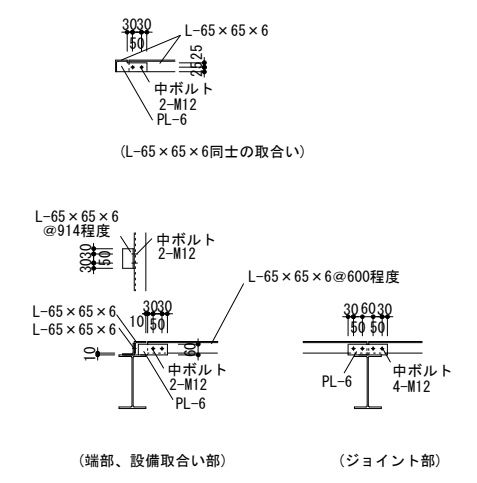
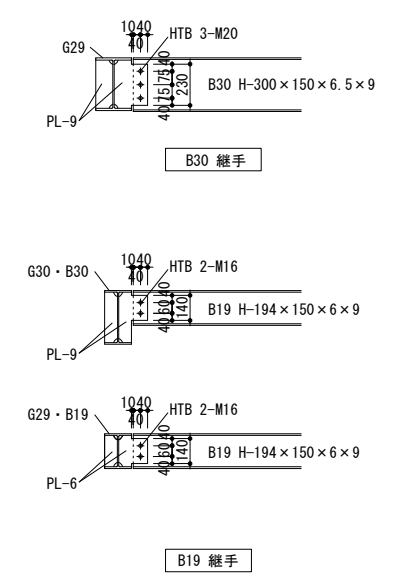
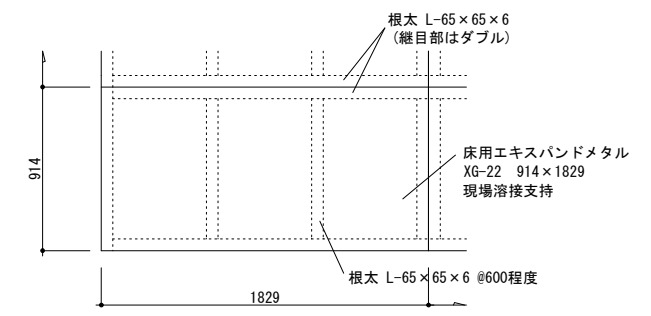
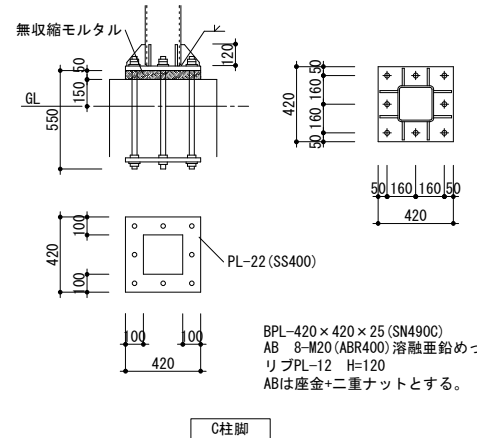
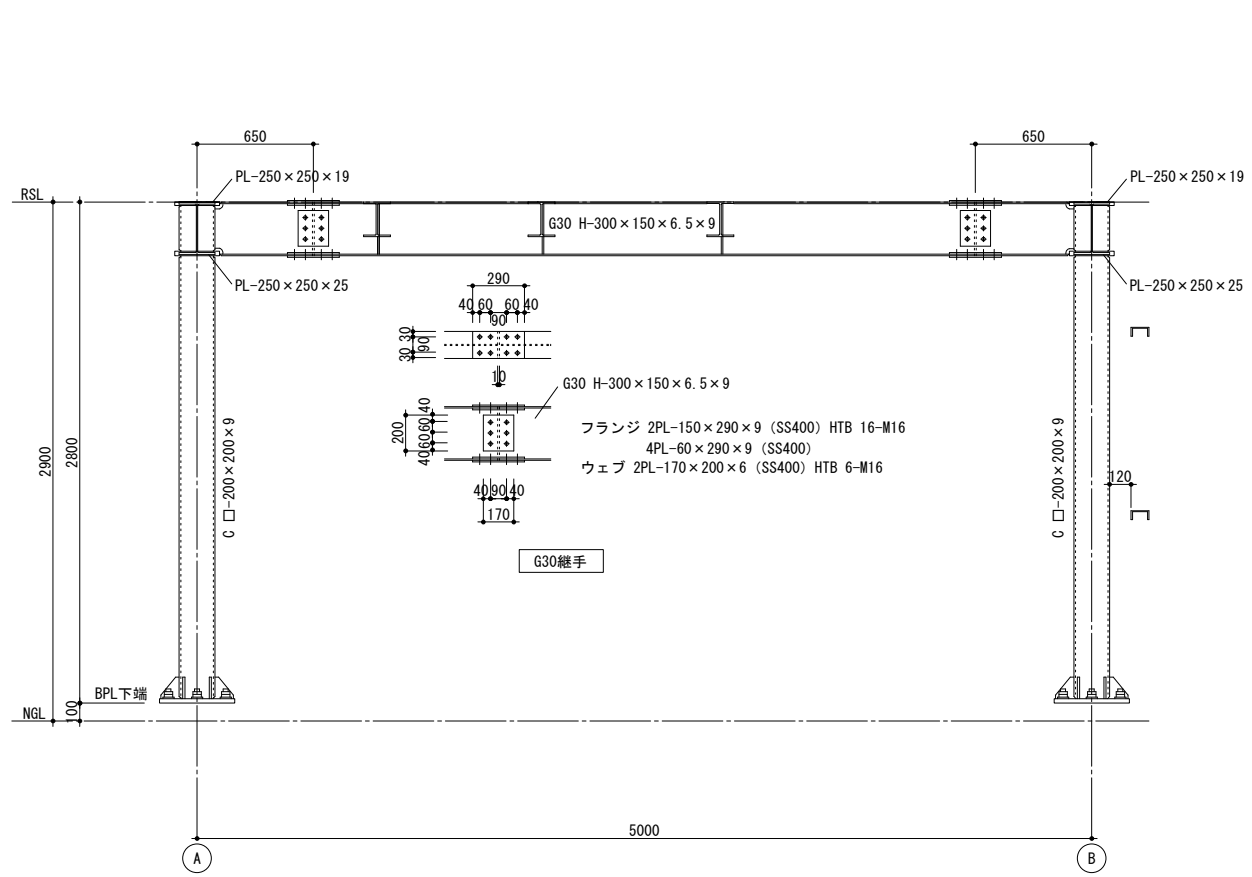
符号	FGA			FG1	F62	
	外端	中央	内端	全断面	両端	中央
F階						
B×D	400×500			300×500	350×500	
上端筋	3-D19	3-D19	3-D19	3-D16	3-D19	4-D19
腹筋						
下端筋	3-D19	3-D19	4-D19	3-D16	3-D19	3-D19
スターラップ	D10-150@	D10-150@	D10-150@	D10-200@	D10-200@	



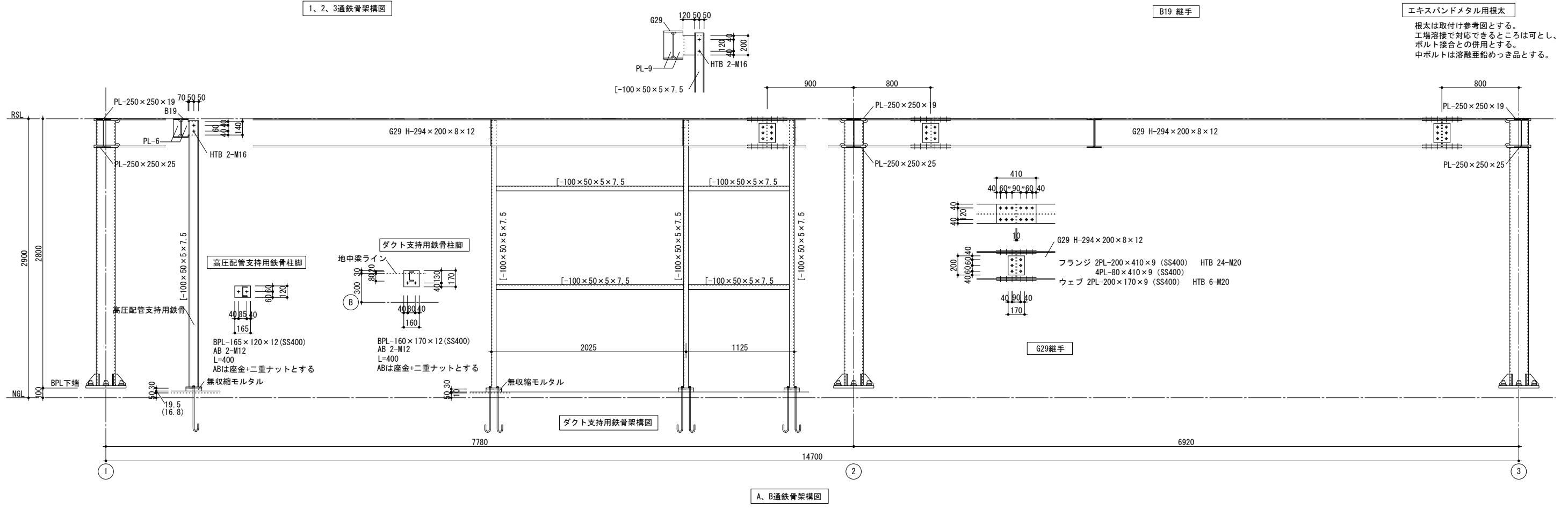
擁壁配筋図 1/30
斜め部分の擁壁も同配筋とする

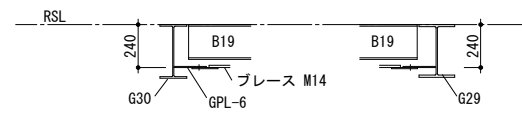
※ FSは厚500を一定とし、増打ちを10~30とし勾配をつけること。
ベースプレート部は箱抜きとし、無収縮モルタルは厚50を確保すること。



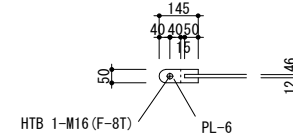


エキスパンドメタル用根太
根太は取付け参考図とする。
工場溶接で対応できるところは可とし、ボルト接合との併用とする。
中ボルトは溶融亜鉛めっき品とする。



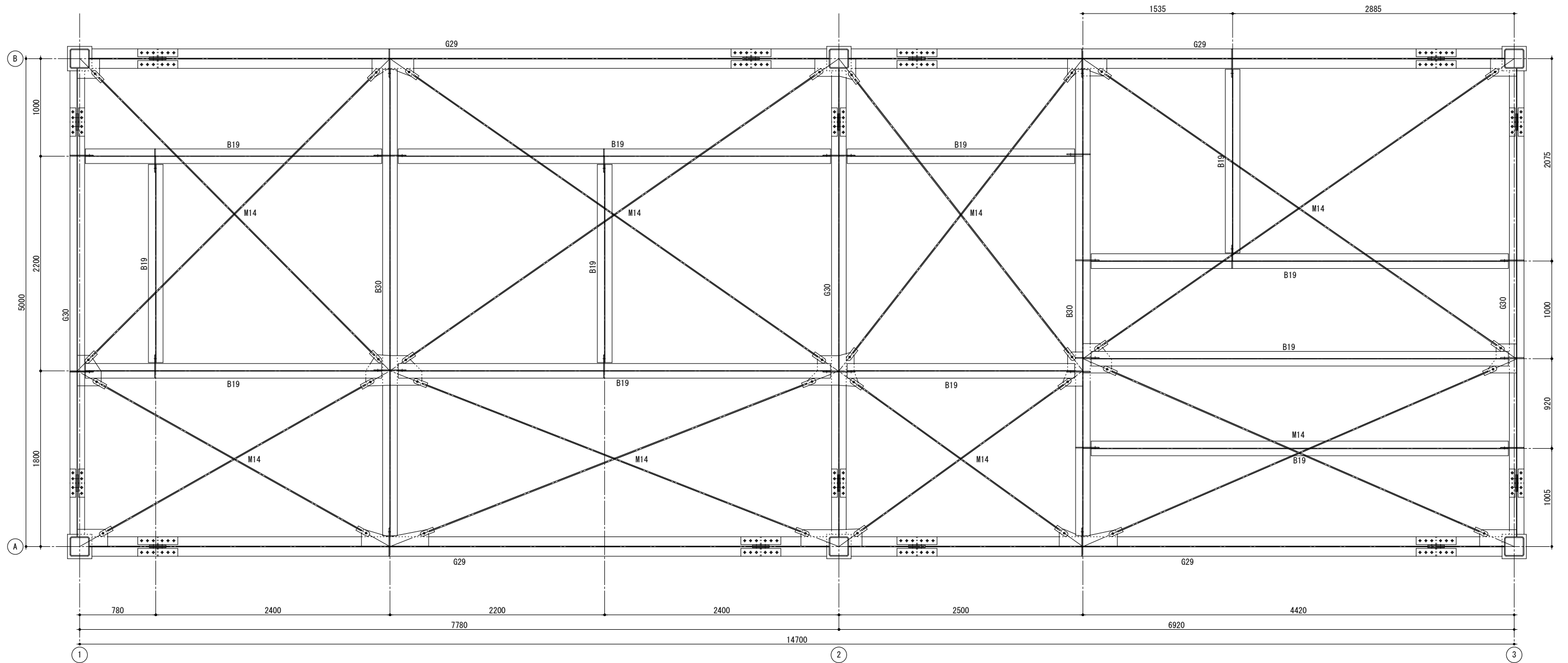


R階小屋面ブレース詳細図 1/30



接合部詳細図 1/20

PLはSS400
ブレース・PL類は溶融亜鉛めっき仕上げHDZ55仕上げとする。



鉄骨ブレース図 1/30

発注者
徳島県県土整備部営繕課

設計者
藤原設備設計 藤原豊全
建築士登録 第29E2-7005NU号 藤原 豊全
〒770-8077 徳島市八万町美山282番地の29
TEL/FAX (088) 635-9557

工事名
R1 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 陸上競技場受変電設備他改修工事建築

図面名
屋外設備機器架台鉄骨ブレース図

備考

縮尺

1/30

図面NO

S-008